

文部科学部会幼児教育小委員会、  
幼児教育議員連盟新制度検討チーム 合同会議  
「幼児教育の振興について」〈概要〉

## 1. 基本的な考え方

- ・ 幼児期の教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なもの
- ・ 質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入が必要

## 2. 幼児教育の振興方策

### （1）幼児教育の質の向上

#### ①幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- ・ 小学校以降における学びとの連続性を図る観点から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化
- ・ ただし、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとしないよう留意
- ・ 幼保小の連携は、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施

#### ②教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- ・ 教員・保育士等の処遇・配置の改善など、計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進
- ・ 経験や役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップの仕組みを整備

#### ③幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- ・ 自己評価、関係者評価、第三者評価を進め、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築

#### ④幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- ・ 大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の調査研究に係るネットワークの構築
- ・ 国における幼児教育の研究拠点（ナショナルセンター）の整備に向けた検討

## **(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保**

### **① 地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備**

- ・ 市町村の幼児教育に係る責任の明確化、市町村における幼児教育推進体制の整備（専任職員や「幼児教育アドバイザー（仮称）」の配置等）
- ・ 都道府県における幼児教育センターの設置促進

### **② 障害のある子供への適切な支援体制の整備**

- ・ 幼児期からの発達障害のある子供への支援充実
- ・ 必要な施設整備の支援、専門的知見を有する人材の配置・派遣の促進

### **③ 家庭や地域の教育力の向上**

- ・ 子育て支援（親子登園、相談事業、一時預かり等）の充実
- ・ 家庭教育に対する支援の充実、ワークライフバランスの改善
- ・ 地域人材の幼児教育への積極的な参画への支援

## **(3) 幼児教育の段階的無償化の推進**

- ・ 必要な財源の確保方策について、政府・与党一体となって検討を行い、幼児教育無償化を段階的に推進

## **(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実**

- ・ 新制度における質改善を実現するため、消費税収以外の財源を含む1兆円超の財源を確保
- ・ 新制度に移行しない私立幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費補助の充実

## **(5) 子ども・子育て支援新制度の検証**

- ・ 新制度の施行後、幼児教育の振興の観点から検証を行う

## **(6) 「幼児教育振興法（仮称）」の制定**

- ・ 幼児教育の振興を図るため、幼児教育振興法（仮称）を制定  
(幼児教育の重要性、意義等の基本的理念、国・都道府県・市町村が一体となって取り組む体制の整備等)

# 「幼児教育の振興について」

平成27年5月  
文部科学部会幼児教育小委員会  
幼児教育議員連盟新制度検討チーム  
合 同 会 議

# 目 次

1. 基本的な考え方 .....	1
2. 幼児教育の振興方策	
(1) 幼児教育の質の向上 .....	2
(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保 .....	7
(3) 幼児教育の段階的無償化の推進 .....	12
(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実 .....	13
(5) 新制度の検証 .....	14
3. 「幼児教育振興法（仮称）」の制定 .....	15



# 「幼児教育の振興について」

## 1. 基本的な考え方

幼児期の教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なものである。幼児期に、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、豊かな感性、好奇心、探究心、社会性を培うことは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠である。

また、近年、諸外国の実証研究においても、質の高い幼児教育は、将来の進学率の上昇や所得の増大、犯罪率の低下や生活保護受給率の低下等をもたらすという結果が報告されており、幼児の望ましい発達をもたらすという教育的効果のみならず、社会経済的効果を有し、その効果は社会経済全体に及ぶと考えられている。

このように、質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がると考えられるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入を行うことが必要と考える。

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、子供・保護者の置かれている環境に応じ、保護者のニーズ等に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の特性を生かした良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を整備することを目的としており、実施主体である市町村には、地域の実情を踏まえた独自のビジョンに基づき、域内の小学校就学前の教育・保育について、一体的にその量的拡充・質の向上を図ることが求められている。

この限りにおいて、新制度は質の高い幼児教育を全ての子供に保障することを目指す取組と位置付けられるが、一方、新制度は、幼児教育の中核的役割を果たしている私立幼稚園とほとんど関わりのなかった市町村が実施主体になるという課題を内包しているとともに、その創設にいたる過程において、提供されるべき教育の有様についての議論が十分になされているとは言いがたい状況である。

このため、今後、幼児教育の一層の振興が図られるよう、各般の振興方策について取り組むとともに、新制度施行後の運営状況について把握し、必要な制度改正も視野に入れつつ、見直しを行っていく必要がある。

このための方策について、以下提言する。

なお、以下の方策は、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域の三者が相互に期待される役割を果たし連携・協力することにより、初めて幼児への教育が全体として豊かなものとなり、効果的に実施できるものである。

また、幼稚園は学校教育法上の「学校」、保育所は児童福祉法上の「児童福祉施設」、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる「認定こども園法」）上の「学校かつ児童福祉施設」であるなど、法的位置付けに違いがあることにも留意しながら、進める必要がある。

さらに、私立幼稚園が建学の精神に基づき特色ある教育活動を行えるよう、最大の支援を行うことが前提であることを付言する。

## 2. 幼児教育の振興方策

### (1) 幼児教育の質の向上

#### ① 幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- 幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に、目先の結果のみを期待するのではなく、幼児の自発的な活動としての「遊び」を通して、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことが重要である。
- 親の価値観や生活環境の多様化等に伴い、今日の幼児期の子供を取り巻く環境が多様化する中、国として、幼児教育の水準の維持・向上を図る観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の見直し等を行う。その際、これらの要領・指針の内容について整合性が図られ、全ての子供が質の高い幼児教育を受けられる環境を整えることが必要である。
- 具体的には、今日の幼児の発達の状況や特性等を踏まえ、5歳までに身に付けるべき内容（取り組むべき教育内容）について改めて検討した上で、とりわけ小学校以降における学びとの連続性を図る観点等から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化することについて幼稚園教育要領等の見直しを行い、幼稚園・保育所・認定こ

ども園等の幼児教育の内容の充実が図られるようにする。その際、幼児期においては、日常生活において体験を通じて言葉、数等に触れる中で、発達の段階に応じた認知に関わる能力を育むとともに、その後の長期的な成長を支える基礎となるものとして、自尊心、共感性、自立性、感情のコントロール、動機付け、粘り強さ等の非認知的能力を育むことが重要であるという調査研究の成果等を踏まえることが必要である。その上で、幼児教育は、幼児の発達の段階に応じた主体的な活動としての遊びを十分に確保し、幼児が遊びに集中して主体的な力を発揮する中で、好奇心、探究心、思考力等を形成するという特性を有することを踏まえ、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとしないよう留意することが必要である。

- また、教育内容の実施に当たっては、幼稚園・保育所・認定こども園等がそれぞれの施設の特性を生かしながら、創意工夫を凝らして取り組むことが重要である。
- 特に、5歳児に対する教育は、子供の発達や学びの連続性を確保し小学校教育との接続を図る上で重要であることや、小学校以降における学習の基礎となる「学びの芽生え」を育む観点から、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施することが重要である。このため、上記カリキュラムの編成、実施手法や教員等の実施体制等に関する指針等を作成し、教育課程・保育課程や指導計画の接続、並びに、幼稚園教員・小学校教員・保育教諭・保育士の合同研修の実施まで視野に入れた取組の普及・活用を促進する。その際、教育委員会や関係部局が連携し、地方自治体として、小学校や各施設を積極的に支援するなどのリーダーシップを発揮することが重要である。
- 上記「アプローチ・カリキュラム」等の取組を始めとして、幼児教育と小学校教育との接続を円滑に進めるためには、幼児教育と小学校教育の双方について十分な知識や経験を有する教員・保育士等の確保が求められる。このため、幼稚園教員のより上位の幼稚園教諭免許状の取得や、小学校教諭免許状・保育士資格の併有を促進するとともに、例えば、幼稚園教員・保育士の養成課程における小学校との接続に関する内容の充実、幼稚園教員・保育士と小学校教員の合同研修の実施、幼稚園と小学校双方の指導が行えるような人材の育成など、教員養成課程・保育士養

成課程、研修及び教員免許制度等について必要な検討を行う。また、こうした人材が各園に配置されるよう、必要な支援を行う。

- また、幼児教育の質の向上を図るためには、幼児期に身に付けるべき内容の充実に加えて、それらを育む上で効果的な指導方法及び環境（施設、教材・教具、空間・時間設定等）の在り方について検討を行い、その改善及び充実を図ることが必要である。
- さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等それぞれが自主的に指導方法、環境等について探究し、自らその改善を図る取組を促進するため、各園等が地域の大学や幼児教育研究団体等の関係機関と連携しながら、教育研究の枠組み及び手法の構築、実践、評価を行う体制を整備する。あわせて、教員や保育士等に対する研修の充実等により、各園等において、教育研究の中心的役割を担うことができる人材を育成することが重要である。とりわけ、市町村は、自ら設置する公立幼稚園等において地域の実情等に応じた特色ある幼児教育の研究を進め、その他の地域の幼稚園・保育所・認定こども園等と研究成果を共有することにより、地域の実情等に応じた特色ある幼児教育を推進するとともに、その中心的役割を担う人材育成に取り組むことが求められる。

## ②教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- 子供の育ちをめぐる環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進するためには、教員や保育士等の資質能力の向上と優れた人材を計画的に確保することが不可欠である。
- このため、教員や保育士等の給与等の処遇や配置の改善、園内外での研修への参加機会の確保など計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進するとともに、組織体制の整備等により、教員や保育士等が各々の能力を十分に発揮できる環境を整備する。また、経験や組織における役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップを図る仕組みを整備し、さらなる資質能力の向上を支援する枠組みを構築する。
- 特に、幼稚園教員や保育士においては若い世代の入れ替わりが多く、各

施設においては、経験に基づく知見が蓄積されにくい状況にあることを踏まえ、経験の浅い教員・保育士等に対しては、経験に基づき、指導方法等についての確かつ具体的な指導助言等ができる教員・保育士（「初任者指導員」）等を配置・派遣するとともに、指導方法等に関する参考となる情報の提供を行うなど、きめ細かな支援・研修体制の整備が必要である。

- また、教員・保育士等の資質能力の向上を図りその能力を十分に発揮できる環境を整備するため、管理職や経営者がマネジメント能力の向上や意識改革を図ることができるよう、管理職や経営者に対する研修の充実を図る。

- さらに、幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育をめぐる様々な課題に対応する力を養うため、幼稚園教員のより上位の幼稚園教諭免許の取得や、小学校教諭免許状・保育士資格の併有を促進するとともに、例えば、幼稚園教員・保育士の養成課程における小学校との接続に関する内容の充実、幼稚園教員・保育士と小学校教員の合同研修の実施、幼稚園と小学校双方の指導が行えるような人材の育成など、教員養成課程・保育士養成課程、研修及び教員免許制度等について必要な検討を行う。（再掲）

併せて、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等の教員等の人事交流や、施設間の連携において中核となる職員（連携推進教員）の配置等を進めることにより、相互理解と相互の資質・能力の向上を促進する。その際、これらの取組を効果的に推進するため、小学校の管理職が連携の重要性について理解し、幼稚園、保育所、認定こども園との連絡・調整等について積極的な役割を果たすことが期待される。

- また、幼稚園・保育所・認定こども園等と地域の大学の教員養成課程・保育士養成課程や研究科その他の幼児教育研究団体や研究機関との連携体制を強化することにより、教員等の資質能力の向上に関する課題について共通理解を図るとともに、その課題の解決に向けた取組（例えば教育実習や研修内容の充実等）を相互に連携しながら促進することが必要である。

- さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等において、管理職の下で、教育課程・保育課程や指導計画、研修、職員のマネジメントを担うことのできる人材を育成するため、研修等の内容の充実を図るとともに、各園において、それらの人材を有効に活用できるような組織体制の整備を進めることが重要である。

### ③幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- 幼児教育の質の向上を図るためには、幼稚園・保育所・認定こども園等において、自己評価を確実に実施するとともに、関係者評価や第三者評価を進め、取組の成果を適切に評価し、その結果を施設の運営や環境づくり、教育課程等に生かすことにより、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築することが必要である。
- このため、子供の学びの成果（アウトカム）、指導方法、施設の運営や環境等に対する評価を行う際の観点や方法に関する指針等を作成するとともに、幼児教育の質に関する評価の仕組みを構築する。

### ④幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- 近年、諸外国において、米国のペリー就学前計画における研究を始め、質の高い幼児教育が、その後における進学率の上昇や所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られている。また、幼児教育により、認知的能力のみならず、非認知的能力を高めることで、長期的効果が表れるという成果も得られている。
- 我が国において、質の高い幼児教育を実現するためには、幼児教育の意義、我が国における幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのエビデンスに基づいた政策形成を促進することが必要である。
- とりわけ、幼児期に育むべき認知的能力・非認知的能力とは何か、それらを育む教育内容・指導方法・環境等についての調査研究が急がれる。

- このため、国が中心となって、大学等の研究機関、地方自治体、幼児教育研究団体、幼稚園・保育所・認定こども園等との連携による実証的な調査研究や、脳科学・発達心理学などの隣接諸科学の成果を踏まえた学際的アプローチによる科学的な調査研究を促進するとともに、これらの研究成果をデータベース化するなどして集約・整理し、地方自治体や幼稚園・保育所・認定こども園等へフィードバックする枠組みを構築する。
- 特に、国立大学附属幼稚園においては、大学との連携により附属学校の特性を活かした先導的・実験的な幼児教育の実践を行うとともに、地域の教育委員会等と連携しながら、地域の教育課題を踏まえた調査研究に取り組むことが期待される。
- 国は、大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の調査研究やこれらの関係機関をつなぐネットワークの構築等について支援を行うとともに、こうした取組の実施状況を踏まえつつ、国における幼児教育の研究拠点（ナショナルセンター）の整備に向けた検討を行う。
- なお、これらの調査研究によって得られた、幼児教育の意義や効果的な指導方法等に関する科学的知見等の研究成果については、家庭や地域、幼稚園・保育所・認定こども園等の関係者等に対してもわかりやすく周知し、関係者の間で共通理解を図ることが必要である。

## **(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保**

### **① 地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備**

- 新制度の施行により、市町村は就学前の教育・保育に係る提供体制や振興方策に関する事業計画を策定するなど、市町村の就学前の教育・保育に係る施策を総合的に実施することとなる。しかしながら、今後の幼児教育の一層の振興を図るために市町村がどのような役割を果たし、どのような体制を構築していくかといった点については、制度の上で明確とはなっていない。
- こうした状況を踏まえ、地域の公教育を担う立場の市町村が、地域の幼

児教育について責任を持ち、国や都道府県と連携しながら中心的な役割を担うことを制度上、明確化することが重要である。その際、例えば私立幼稚園においては、それぞれ建学の精神に基づいて特色ある教育活動が行われていることなど、各施設の状況を考慮しながらも、地域の実情に応じて、幼稚園教育要領等で示される幼児教育の水準を満たした質の高い幼児教育が提供されることが求められる。

- また、市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて、質の高い幼児教育を提供するため、首長のリーダーシップの下で、今後市町村に設置される総合教育会議の場等を積極的に活用して、市長等の首長部局と学校教育や家庭教育支援を所管する教育委員会の相互の役割を明確にしながら、人材育成、調査研究、施設への指導・助言等について、相互に連携を図りつつ、総合的かつ計画的に取り組むことが期待される。
- さらに、自ら設置する公立幼稚園等を活用しながら、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の育成を進め、幼児教育の質の向上に取り組む専任の職員を配置し、幼保小連携や幼稚園等を活用した調査研究事業等を推進する体制を整備することが重要である。
- 地域の幼児教育の質の向上を図るためには、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して、横断的に教育内容や指導方法、指導環境の改善等について指導・助言を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を推進することができる人材（「幼児教育アドバイザー（仮称）」）を配置することが重要である。このため、市町村は、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の育成を進め、それらの人材を「幼児教育アドバイザー（仮称）」として配置するなど、必要な体制の整備を進める。
- 都道府県は、市町村が質の高い幼児教育を提供できるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、幼児教育のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策を講じることが必要である。例えば、県内に幼児教育の中核を担う幼児教育センターを設置し、当該幼児教育センターを拠点とした教員・保育士等に対する研修の充実、「幼児教育アドバイザー（仮称）」の資質能力の向上、配置の促進等に取り組むことが期待される。



- 国は、市町村が質の高い幼児教育を提供できるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、市町村における幼児教育の推進体制を支援する施策その他の必要な各般の措置を講じることが必要である。例えば、質の高い幼児教育に関し必要な基準の策定や財政支援、実証的な調査研究や情報提供等が期待される。

## ②障害のある子供への適切な支援体制の整備

- 乳幼児健康診査や就学時健康診断等の機会を積極的に活用することにより、子供の障害を早期に発見するとともに、障害のある子供の育ちや学びを地域全体で支えるため、地方自治体における教育委員会、福祉部局その他特別支援学校、療育センター、医療機関、大学等の関係機関と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携体制を整備する。
- 乳児期から青少年期まで、発達の段階に応じた継続的な支援を行うため、障害のある子供や気になる子供に関する情報（障害の状態、必要とされる支援の目標や内容、支援に当たっての留意事項等）を一元化し、小中学校等へ引き継ぐための記録（「個別の教育支援計画」を含む。）の作成に当たって参考となる情報の収集等を行う。
- とりわけ、近年、発達障害には早期発見・早期対応が効果的であるという報告があることも踏まえ、幼児期から発達障害のある子供への支援充実を図っていくことが重要である。
- また、インクルーシブ教育システムの理念も踏まえ、障害のある子供が、幼稚園・保育所・認定こども園等において、障害のない子供と共に安心して過ごせるよう、必要な施設整備の支援を行うとともに、専門的知見を有する人材の配置・派遣を促進することが重要である。
- さらに、「5歳児健診」を始め、市町村独自で実施している施策の状況や成果、課題等を踏まえ、必要に応じ、国においても、関連施策の制度化や支援体制を含め検討を行う。

## ③家庭や地域の教育力の向上

- 近年の核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化など

社会環境の急速な変化により、家庭や地域における教育力が低下し、本来なら家庭や地域で身に付けているはずの生活習慣等が身に付いていない等の問題が生じている。

- 本来、家庭は、愛情やしつけなどを通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、地域は、様々な人々との交流や身近な自然とのふれあいを通して豊かな体験をさせる場である。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園は、幼児の家庭での成長を受け、集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、教員や保育士等に支えられながら、幼児期なりの豊かさに出会う場である。
- 子供の健やかな成長を社会全体で支えるためには、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域がそれぞれの場での教育機能を向上させるとともに、相互の連携・協力の重要性について共通理解を図りつつ、子供の学びや成長をより豊かにするという目的に向かって、一体となって取り組むことが重要である。
- このため、家庭教育の担い手である親の学びを支援するため、公民館等の社会教育施設等における学習機会の提供を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等における子育て広場等の開催や地域の子供・保護者に対する相談体制を整備するなど、家庭教育に対する支援を充実する。その際、家庭教育支援に係る専門的知見を有した地域人材の養成を進めるなど、家庭にとって身近な支援体制とすることが重要である。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園における PTA 活動や保護者会等を通じて保護者同士の交流を進め、子育ての喜びや楽しさ、充実感を味わいながら、幼稚園・保育所・認定こども園や地域との繋がりを深めていくことも期待される。
- とりわけ、3歳未満児を家庭で養育する保護者が孤立しやすい傾向にあるため、幼稚園・保育所・認定こども園が地域の子供を育てる幼児教育センターとして、その専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園におけ

る親子登園や相談事業、一時預かり等の取組の充実を図るとともに、乳幼児健康診査等の機会を活用した相談や情報提供等の支援を推進すること等により、子育て支援の充実を図ることが必要である。

- その際、各施設は、自らの専門性やノウハウを生かしながら、必要に応じて家庭教育支援の取組とも連携しつつ、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子供のより良い育ちを実現する方向となるよう子育て支援を行うとともに、家庭・地域における生活から集団での学習活動へ円滑に接続できるように取り組むことが必要である。
- さらに、子供は、乳幼児期から子供同士のコミュニケーションを行う中で、他者との協同の精神を学び、それがその後の社会性の発達の基礎となると考えられることから、子供同士のコミュニケーションが不足しがちな乳幼児期において、幼稚園・保育所・認定こども園等、家庭、地域が連携して、子供同士のコミュニケーションの機会を積極的に確保することが重要である。
- その際、経済的困窮、虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくい様々な問題を抱える家庭に対しては、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進するとともに、当該家庭の子供が通う幼稚園・保育所・認定こども園等と教育委員会、市町村虐待担当部署や児童相談所などの関係機関が連携強化を図るなど、より十分な支援を行っていくことが必要である。
- また、子供の健やかな成長を社会全体で支えるという点において、地域社会が果たしてきた役割は大きく、核家族化や地域における地縁的つながりの希薄化が進む現代社会においても、地域が一体となって子供の学びや成長を豊かにするという観点から、地域人材の幼児教育への積極的な参画を図るため、市町村や各園が中心となって、地域人材を活用した教育内容・方法の充実等に取り組むことが重要である。
- さらに、地域における幼児教育の課題に関する保護者や地域住民の理解を深め、互いに連携して地域の子供の育ちを支援していく体制を整備するため、幼稚園、保育所、認定こども園等の保護者同士の連携・交流を促進

するとともに、学校運営協議会の設置促進や学校評議員制度の積極的活用等により、保護者や地域住民等の幼稚園、保育所、認定こども園等の運営への参画を促進する。

- なお、家庭教育の充実を図る観点から、企業において、「親と子が共に育つ」視点に立って、より一層子育て家庭に対する理解を深め働き方の見直しを進めるなど、社会全体でワーク・ライフ・バランスの改善を図ることも重要である。

具体的には、企業において、育児休業制度等の普及・取得率の増加、労働時間の短縮、短時間勤務制度、在宅勤務制度等が進むよう促すことが重要である。

### (3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、全ての子供が、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて、質の高い幼児教育を誰もが安心して受けることができるよう、幼児教育の無償化を推進することが極めて重要である。
- その重要性を認識した先進諸国を始めとした諸外国では、学校教育制度・保育制度のどちらに組み入れられているかの違いはあるものの、おおむね3歳から5歳において教育・保育の無償化が進められている。
- 幼児教育の無償化は、我が国においても取り組むべき喫緊の課題であり、特に、小学校教育との円滑な接続を図る観点から、5歳児の環境整備を急ぐ必要がある。
- その際、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、経済的に困難な状況にある低所得世帯の子供に対する幼児教育の機会を確保することが重要であることから、低所得世帯への無償化や軽減措置に留意が必要である。
- また、幼児期は一般に親の年齢が若く、収入も少ないことが多く、教育費の負担軽減は少子化対策にも資すると考えられることから、多子世帯への無償化や軽減措置にも留意が必要である。

- これらの幼児教育の無償化を段階的に推進するため、必要な財源の確保方策について、政府・与党が一体となって検討する。

#### (4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- 前述2. (1) から (3) までの幼児教育の質の向上に必要な施策が確実に実施されるよう、国及び地方自治体は一体となって必要な財源の確保を図ることが必要である。
- さらに、幼児教育の質の向上を図るためには、幼児教育を担う施設や人材等の確保及び充実等の環境整備が不可欠であることから、平成27年度4月から施行された新制度を適切に運用することが重要である。
- そのためには、新制度の下で、新制度の本来の目的でもある幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の質の向上が行われるよう、十分な施設型給付を確保することが必要である。このため、消費税収以外の財源も含む1兆円超の財源を確保した上で、質改善等を早期に実現すべきである。
- また、新制度に移行しないことを選択した幼稚園も、我が国の幼児教育の中核的機関であることから、子ども・子育て関連3法に対する衆議院及び参議院の附帯決議を踏まえ、私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の一層の充実を図ることが必要である。  
また、特別な補助など、上乘せの私学助成の継続について検討することが必要である。
- なお、新制度施行後当分の間は、教育標準時間認定（1号認定）の子供に係る施設型給付は、私学助成等における国と地方自治体の私立幼稚園に対する財政支援の状況等を踏まえ、公定価格の設定による急激な変化を緩和し円滑な移行を図るため、「全国统一費用部分」と「地方単独費用部分」から構成されることとなっているが、全国のいずれの市町村においても、私立幼稚園に対し十分な施設型給付が確実に支給されるようにすることが必要である。
- また、新制度における公定価格の設定については、新制度施行後におい

ても、地域の実情に応じ、質の高い幼児教育を実施しうるものとなっているかという観点等から、絶えず検討を行い、必要に応じて見直しを行う。

- さらに、地域の子育て支援のニーズにきめ細やかに対応するため、幼稚園における「預かり保育」等に対しては、新制度において、私立幼稚園が従前どおり「預かり保育」を実施できるよう、「一時預かり事業（幼稚園型）」を創設している。この「一時預かり事業（幼稚園型）」は、市町村事業であるが、これまで「預かり保育」を実施してきた私立幼稚園が新制度に円滑に移行した場合、市町村から私立幼稚園に対し「一時預かり事業（幼稚園型）」を確実に委託し、その財政支援の充実が図られるようにする。

## （５）新制度の検証

- 平成２７年４月から施行された新制度については、市町村における幼児教育の振興に向けた取組や意欲の差が大きいため、まずは、全ての市町村で幼児教育の推進体制が整備されることが重要である（２．（２）①参照）。
- また、新制度の施行後、法律に基づき、制度の全体について様々な観点から見直しが行われることとなるが、幼児教育の質の向上のための取組が市町村において確実に実施されているかという幼児教育の振興の観点から、例えば以下の事項について検証を行い、必要に応じて新制度の見直しについて検討を行う。
  - ・ ３歳未満児を家庭で保育する場合の支援の充実
  - ・ 幼稚園の預かり保育の位置付けの明確化と財政支援の確保
  - ・ 教育標準時間認定（１号認定）の子供に対する十分な施設型給付の確実な措置
  - ・ 市町村における幼児教育の推進体制の整備
  - ・ 市町村における公私間、幼保間、新制度・現行制度間で均衡のとれた公正な利用者負担額の設定
  - ・ 教職員等の処遇・配置の改善、資質能力の向上

### 3. 「幼児教育振興法（仮称）」の制定

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成を培う非常に重要なものであり、その振興は、国家戦略として政府・与党あげて全力で取り組むべき重要課題である。
  
- 幼児教育の振興に当たっては、このような認識の下、広く国民の理解を得つつ、文部科学省だけでなく関係省庁を含め、政府全体として取り組み、都道府県・市町村においては、本提言を踏まえ、幼児教育の在り方について主体的に考え、その振興に積極的に取り組むことが必要である。
  
- また、幼児教育の一層の振興を図るためには、国として幼児教育の重要性・意義等の基本的理念について示すことが必要である。さらに、この基本的理念等に基づき、市町村を中心として、国、都道府県、家庭及び地域が、上記の幼児教育の振興方策について一体となって取り組む体制を確実に整備することが必要である。そのためには、新しい法律（「幼児教育振興法（仮称）」）の制定が不可欠と考える。

## 1. 私学助成と施設型給付の関係

- ① 私学助成は政策的経費、施設型給付は義務的経費
- ② 平成27年度予算では、同年度に新制度に移行する幼稚園の園児数分(約2割弱)等を踏まえた割合の私学助成の経常費補助と就園奨励費補助が、内閣府に移管され、1号子どもの施設型給付の給付財源となっている。私学助成の経常費補助や就園奨励費が増額されれば、新制度の施設型給付も増額となるという関係になる。
- ③ 消費税増税分(5%から8%へ)の内、平成27年度は約5000億円が新制度に投入されている。消費税10%が満年度化すると7000億円の財源となる
- ④ 平成27年度の約5000億円は、施設型給付費、保育所の委託費、地域型保育給付などすべての事業を含めたものに充当される。  
施設型給付の幼稚園や認定こども園に対しては、1号子どもの質改善として、  
・3歳児の職員配置の改善、 ・満3歳児の職員配置 ・副園長・教頭配置  
・チーム保育・教職員の経験年数に応じた処遇改善 などの加算に充てられている。  
教育・保育のさらなる質の向上には1兆円超の財源が必要である。
- ⑤ 新制度に移行しなかった幼稚園の園児数分(約8割)を踏まえた割合は、従来通り文部科学省に残され、平成27年度の経常費補助や就園奨励費として支出される見込み。(経常費補助は対前年比1%増)、就園奨励費はここ2年間で約1.5倍以上増額されている。)
- ⑥ 私学助成の幼稚園は、従来通り、経常費補助の増加分や保育料の引き上げ分を原資として教職員の待遇改善を含め幼児教育環境の整備を行うこととなる。(私学経営者の経営力によるところ、大)

## 2. 幼児教育振興法に期待する点

振興法は、日本中の全ての幼児に質の高い幼児教育を提供すること、幼児教育のステータスの向上、幼児教育の質の向上、国・自治体・事業者の責務などを定め、それらの環境整備を実現するための財政措置の確保などを謳うものとなる見込です。

また、新制度でも不十分ではあるが、私学助成園ではさらに弱いとみられる点に光を与え、私学助成園を含めた全ての幼児教育振興の役割が、この幼児教育振興法に期待される。

- ① 教職員の地位向上、長期雇用による資質向上、キャリアアップの支援(処遇改善加算・賃金改善加算)、②小規模園への財政支援、③老朽園舎の改築への支援(減価償却費加算)、④公定価格の内の利用者負担額の軽減(市町村の単独補助による)、⑤幼保公私の格差解消が一定程度実現された市町村が出てきた、⑥家庭や地域の教育力の重要性に視点が当てられつつある、⑦保育を必要とせず、家庭で保護者が育てているいわゆる4号子どもへの支援の機運が見られるなど。  
※④⑤は市町村対応が重要<市町村間の格差が著しく出てくる>



認定こども園 「市区町村での課題と対策」 チェックシート

1. 都道府県・市区町村を記入してください。類型欄は、番号を選んで○で囲んでください。

都道府県	市区町村	現在の類型	28年度 移行予定の類型	29年度以降 移行予定の類型
		1. 私学助成の幼稚園 2. 施設型給付の幼稚園 3. 幼稚園型認定こども園 4. 幼保連携型認定こども園	1. 私学助成の幼稚園 2. 施設型給付の幼稚園 3. 幼稚園型認定こども園 4. 幼保連携型認定こども園	1. 私学助成の幼稚園 2. 施設型給付の幼稚園 3. 幼稚園型認定こども園 4. 幼保連携型認定こども園

2. ご地元の市区町村の現状を思い浮かべながら、「現状」欄の「○ △ ▲」の中で、該当するものを○で囲んで下さい。  
 3. その他の課題項目のある方、自園としての課題のある方は、最後の空欄部分にご記入下さい。

No.	項目	現 状	対 策
1.	1号認定の利用者負担軽減 (最高額階層との比較)	○軽減された。特定負担額分＋給食費分＋一時預かり料金を全て足しても値上げにならない △まあまあ軽減された。特定負担額分＋給食費分を足しても値上げにならない ▲国基準のまま or 特定負担額分＋給食費分を転化したら実質値上げ	1号と2・3号の利用者負担における市町村負担率の平等化を求めていく。当面、私学助成で残る園の理解をいただくことも大切。せめて、特定負担額分＋給食費分を徴収しても以前より値上げにならないレベルは必要。新制度の園と私学助成の園の保護者負担のバランスを取り、就園奨励費を上乗せできた自治体あり。

2.	公立幼稚園（1号）との保護者負担格差	<p>○新制度施行と同時に同額に。  △激変緩和措置を経て数年以内には同額になる予定。  ▲格差解消の目途立たず。</p>	<p>新制度の趣旨に鑑み、自治体には、新制度の趣旨と、公平性を考えて、住民の納得できる合理的な説明を求めていく。</p>
3.	2・3号利用調整	<p>○利用調整はしない  △2・3号も園を通じて手続きできる  ▲市町村の受け入れ要請のみで調整</p>	<p>待機児童がほとんどない場合は、全て園を通じて手続きすることで、新規入園する兄弟児を持つ保護者に少しでも安心を与えたい。また、1号・2号間の利用定員の有効利用も図りやすくなる。</p>
4.	長期休暇・土曜日の弾力的運用	<p>○幼保連携型であっても長期休暇・土曜日の弾力的運用を認める  △幼稚園型には認める  ▲認定こども園は全て保育所と同じ</p>	<p>認定こども園は、委託ではなく、直接契約であることを訴える。</p>
5.	特定負担額（上乘せ徴収）	<p>○徴収可  △入園料（施設整備費）以外は可  ▲全て不可</p>	<p>私学の歴史を踏まえ、どんな時代が来ても対応していくための自主財源の大切さを理解していただく。</p>
6.	2号・3号児童の入所時期について	<p>○1号とおなじ時期に決定（10月 or 11月）  △入園希望者は10月 or 11月に全て1号での申請。その後希望者は2号で再申請でき、早めに入園確定。  ▲2号・3号児童の入所決定時期が遅く、クラス編成や制服・教材の準備等に支障がある。</p>	<p>私立幼稚園から移行した認定こども園の文化を理解していただき、入所決定時期を早めていただく。</p>

7.	幼稚園型の認定・幼保連携型の認可	○幼稚園型も認める △幼保連携型しか認めない ▲いずれも認めない	類型が多いほど、選択肢が増え、そのまちの幼児教育が豊かである証明となる。
8.	新制度開始のタイミングでの担当者の異動	○全く異動しなかった △異動はあったが引継ぎがしつかりなされている。 ▲異動で新しく来た担当者が一から勉強を始めている。	全日私幼連の全国アンケートでも「情報のない中で市町村の担当職員はよくやっている」との声も多数あり。
9.	施設型給付費の支給遅れ	○概算で4月から支給 △加算部分は後で支給 ▲4・5月は支給がなかった	国から市町村向け通達あり。
10.	一時預かり事業（幼稚園型）	○必要職員数1名なら非常勤1名でよい ▲必要職員数1名でも常勤1名・非常勤1名を求める ※この項目に△はない	求人難の折り、必要職員数2名以上であっても、保育認定子ども担当職員との兼務を可能とすることや、「子育て支援員」の配置の割合の引き上げ等、職員の要件を緩和してほしい。 国の回答待ち。自治体は「子育て支援員」の研修を早急に。
11.	新制度施行後、市町村からの説明	○市町村担当部局からその都度説明会が開かれている。 △説明会はないが、個別の相談には親身になって応じてくれている。 ▲説明・相談対応が全くなかった。	国・都道府県に要望必要。

12.	施設整備費 ※最右欄参照のこと	○幼稚園型認定こども園に対し 1号をA. 2・3号をC. で整備。 幼保連携型認定こども園に対し 1号をA. 2・3号をD. で整備。 △市町村の「出し分」のない制度(B) を一部使って整備 ▲市町村の「出し分」のない制度(B) しか使わないで整備 or 整備なし	1号部分～認定こども園施設整備交付金 A. 幼稚園型・幼保連携型(認定こども園整備 国 1/2、市町村 1/4 補助) B. (幼稚園耐震化整備 国 1/2 補助) 2・3号部分～保育所等整備交付金 C. 幼稚園型(認定こども園整備事業 国 1/2、市町村 1/4 補助) D. 幼保連携型(保育所緊急整備事業 国 1/2、市町村 1/4 補助)
13.	利用定員	○定員と施設・職員配置基準の範囲内で、年度ごとの受け入れ状況により 1号・2号・3号とも自由に設定可 △定員と施設・職員配置基準の範囲内で、年度ごとの受け入れ状況により 1号・2号のみ自由に設定可 ▲2号・3号利用定員については、旧幼保連携型の保育所認可定員の範囲内の設定しかできない	
他	職員配置をどうしたらいいのにか	基本分単価を充足するためには、年齢別配置基準のほかに、4名必要！	国の回答あり。しかし、最終的に認められるのか、年度末で減算されるのか、不安が残る。
他	人材確保	雇用条件のよい大都市圏に保育教諭等の新卒者が流出。地方では保育教諭等不足のための新たな待機児童問題が発生する恐れあり。	国・都道府県にも総合的な対策を要望必要。

他	認定申請書や施設型給付費請求書の様式の統一	市町村で異なり事務負担が増加	国に要望必要。県によっては県内をまとめる動きもあり。
他	処遇改善等加算はどこまで求められるのか		『施設型給付費等に係る処遇等改善加算について』の取扱いについて』平成27年8月28日付け事務連絡（国から各道府県新制度担当部局宛て）を参照のこと。

# 認定こども園全国アンケート（中間まとめ）

全日本私立幼稚園連合会 認定こども園委員会 編

## 問 1 市区町村との関わりの中で課題があればお教えてください。

1

### 国・都道府県は市町村行政の指導を

**国・都道府県は市町村行政の指導を** ①国からの通知・通達が予想通り末端まで伝わらず、また統一した説明会も少なく、事務業務が滞ってしまう園もあると聞いた。県担当から市町村自治体へ所管が変わり担当者が変わるたびこの制度の理解度の違いから行政からの指示が変わるようで、とても心配である。ぜひとも早くきちんと正しい運営手続きができるよう行政担当者への指導を行ってほしい。 ②国→県→市町村と、行政が小さくなるに従い秩序がなくなり、各市町村の勝手気ままな対応、手続き、書類に参っています。県は音頭をとって一律にする気はないと公言していますので、施設側は行政に振り回されっぱなしです。保育所（運営費）のように国や県が一律の指針を出していただきたい。 ③行政指導による周知不足が否めない。移行については各園の判断に任せられたわけであるが、利用者がどのように変わるかの説明についても各園に任せただけで、利用者周知のガイドラインが定まっていなまま新年度がスタートしてしまっている。特に問題なのが、在園児についてである。新入園児とは異なり、既得権が存在するため、園都合による一方的な変革は、裁判に発展する危険性すら含んでいると言える。就園奨励費の一例を挙げても、認定こども園に移行した園では対象にならないということが伝わっていない。一部の園では、移行する前に、移行後の利用時間（コアタイム、延長時間）、必要経費（基本料金・延長料金）を全ての園児を対象に算出して移行前の就園奨励費有りと比較した。そしてそれを複数日の説明会を設け、一人一人説明しどのくらい変化があるかを伝え、移行に賛同する同意書を回収するという基本的な作業を自園努力で行っている。こうした作業を経ない大部分の園では、昨年度対象となった利用者からすれば、時期が来れば当然貰えると思っていた就園奨励費が来ないことになり、その時初めてそんなことならば、移行する事に対して賛同はしていない、自分が園に申し込んだ際（直接契約）時点では、この条項は盛り込んでいなかったとある可能性がある。他にもこれと似た形で、利用者にとって有利に変わる部分は受け入れられても、不利になる部分については丁寧な説明無しには受け入れがたいと思う。この点について行政指導の下、共通の説明事項ガイドラインを設けるべきだったと思う。 ④県と市との連絡が全く取れていないように感じる。 ⑤行政の幹部（トップ）間では国、県の新制度移行に関しての内容も理解し、幼保の支援体制はすすめてくれているが、担当係員、窓口の一人ひとりにまで幼保の支援がゆきとどかず、市の保育所を守る旧態がそのまま生きている。時間と努力がまだまだ必要である。 ⑥今まで県から受け取っていた補助金が新制度ではどうなるか（県は市に受け渡したと言っており、市は知らない等と言っている部分があるため） ⑦市町村に権限を委譲しすぎていて、市町村間の差も問題ではないか。利用者負担がその筆頭で、隣の市町村とで金額が這うのは平等ではないし、広域利用が当たり前の私立には複雑極まりない事務処理を強いられることになる。国税を多くつぎ込んで公的規制を強めるのであれば、利用者や施設にとって不平等が起きないように、もっと国が責任を持って市町村の財政支援をすべきである。

## 市町村の新制度への理解不足

**市町村の新制度への理解不足** ①市の方がこの制度の理解度が低い。 ②市町村の担当自体もあまり内容をよくわかってない様子。 ③市町村担当者の理解不足 ④市担当者が公定価格の支給制度を正しく理解しておらず、加算の認定は県が行うと思っていたため、加算部分の支給が遅れている。また行政説明会もなく、いきなり計算式を送付してきて提出を求め、その週末までに提出しないと月内に支給できないなど行政側の都合ばかりに振り回されている状態である。その結果は全くお粗末で、期日内に書類を提出しているのに支給予定日がずれ込み、本園は最速で5月1日となり収支予定が大幅に変わり困っている。また同法人で運営している園には、4月中に支給されており、公平な手続きになっておらず、本園の運営を軽く考えている行政担当者の規範意識の低さに憤りを超えて、呆れている。 ⑤担当者にもよるが制度に対する幼稚園に対する理解不足⑥市の担当者が新任で当制度をよく知らない幼稚園から新制度に移行する園の追加徴収について市担当者（昨年度まで保育課担当）から理解が得られない。このままでは私学独自の教育カリキュラムに支障が生じかねないためP T A寄附という形で徴収しようかとも考えている。 ⑦市の担当者自身が十分に制度等を理解しているとはいえ、質問しても分かりやすい回答が得られないこともあった。 ⑧新制度に関し担当部署内で深く理解している職員もいれば、そうでない職員も散見され、担当部署内職員レベルでの均一な対応に課題が見える。 ⑨新制度が始まったばかりのため、市に問い合わせ等をした際に十分な回答が得られるのか。 ⑩市の担当課が新制度の概要を理解出来ていない様子。加算分算定の為の現状の調査もまだ無い。 ⑪市区町村からの情報が細切れで、新制度の詳細が未だに理解し難い状況にあります。また、新制度が複雑なため、市区町村の担当者も新制度全体を理解していない様に思われます。 ⑫書類の書き方がわからない・締切までの時間が短い・電話で聞くこと、丁寧に教えてはくれるが根本的な事が不明確である ⑬保育料の決定が4月半ばとても困った。とにかく新制度ことを理解していなし、小規模の実施はまだ。 ⑭一時預かり事業（幼稚園型）について、預かりを利用する理由が様々である上、申請方法が、保育所の一時保育と同様となり、保護者にとっては利用しにくい制度となっていないか。保護者支援となっていない。市区町村の担当者があまり現状を理解していないと思われる。 ⑮新制度移行への認定子ども園と市との調整が整わない状態での開始となり、今後も、加算部分や、利用者負担額については、交渉が必要。 ⑯給食設備を持たない。幼稚園型認定こども園に満3歳に達した3号子供が入園できるかどうかの問い合わせに、即答でダメと返事したのだが、こちらから食い下がったら、しぶしぶ県に問い合わせをしてOKがでた。単価は、3号の2歳児で良いとのこと。これもかなり遅れて回答があった。

**担当者の交代** ①担当者が代わり、0からの出発になっており、大変苦労しています。 ②市の担当者がこの大事な時期に、4月に配置換えになることによる混乱。 ③関係部署担当者の配置転換による業務の停滞。 ④新年度に入り、町の担当者の配置転換があり、引き継ぎはされていたものの、事務処理等で大きなロスが発生した。 ⑤市の担当者が他部局に異動となり、制度等を理解している職員がいなくなったために、幾つかの対応が後手になってしまった。 ⑥施設型給付の幼稚園を選択。担当は市町村が保育所を扱う課ではなく教育委員会になった。その担当する職員が突然長期療養になり、次に引き継いだ職員も同じようになった、次の方が4月の移動で他の部署へと移り、何人も変わったため、この制度事態の伝達が滞ったことにより、担当職員が正確に理解がしていないため父母への対応が、二転三転しながら4月の下旬まで押してしまっ

た。このようなことで情報を得るために、県や近隣の市町村へ頼らざるを得なかったが、担当の教委職員に不信感を抱いた。ようやく5月に入ってから何とか動くようになったが、市町村における担当職員への不安が残る。⑦昨年まで担当していた市保育課のスタッフ、課長を含め、主力メンバーが4月1日付けで移動となり、誰に問い合わせても良いかわからない。

**市町村が新制度に消極的で、回りの様子見** ①市が回りの様子見をしていて積極的でない。利用者負担額も他市町村と同じようにそれなりの額を示してくれるのか、不安である。②市町村が認定こども園化に消極的③平成27年4月からの新制度の詳細が平成26年度末になっても決定しておらず、市区町村に問い合わせても明確な返答を受けられないことが多々あった。国がどうであっても市区町村レベルで決定できることがあるのにも関わらず、やはり独自の責任の生じる対応・決定はしたくないようであった。④市は、国の方針の決定を待って、市としての方針を決めるといふことで、対応に時間がかかり、準備を進めたくても取りかかることができない。

3

### 市町村の幼児教育への理解不足

**市町村が保育所中心の発想から抜けられず、幼児教育への理解不足** ①F市は認定こども園と保育園の違いを知っててか、知らないでか入園準備金の排除等、保育園に合わせなさいの姿勢。市は、今回の新制度のシステムをどこまで理解しているのかが不明。そもそも、認定こども園と保育園の役割の違いすらわかっているのかと思う時があります。②市区町村は何事も「保育所」を念頭に話を進めてくるので、幼稚園の制度や考えを理解してくれない、または完全否定される。たとえば満三歳の認識が低い。一時預かりの量を減らす。（仕事をもっと増やして一時預かりではなく、2号や3号として保育所に入れるようにする）また、里帰り出産などの場合の広域利用を認めない。（保育所に入れて、住所地で出産すべきと言われる）③私の園では、認定子ども園ではなく施設型給付幼稚園を考えています。私の町では、保育所が4カ所で幼稚園が2カ所の町です。私の幼稚園は少人数の幼稚園なので町が運営している保育所重視の考えが不安です。また、平成28年度には新制度になるため町と協議しています。④こども園に対する理解が無く、市町村は相変わらず認可保育園の延長上で運営を押し付けてくることが多い。こども園自体を全く知らない。又、知ろうとしていなかった。⑤『教育』の重要性を全く理解していない。⑥子どもに対しての最善の利益のことを一切、考えておらず、待機児童解消、保護者の苦情をださないようにすることだけを考えている。⑦こども園（旧 幼稚園）に対して寄り添う気持ちがない。⑧1号の家庭には興味がなく、2・3号家庭を重視している。⑨新制度については、市は理解できていない部分も多々あり、また今まで保育園の方にしか関わっていない幼稚園の部分については全く分かっていないところもあり保育園の方を中心として動いているので幼稚園から移行した認定こども園としては動きづらい。⑩市当局が2号・3号認定をする時、市立保育園へのお勧めを優先させる気がする。⑪政令市であることから、認定こども園関係が道から市に所管が変わりましたが、市では認定こども園も保育所と同じように扱っているような気がします。幼稚園から認定こども園に移行したこちらとしては、市が幼児教育を理解しているのか疑問を持つことが時々あります。時間が解決するかとは思いますが、当分の間不安があります。⑫「幼稚園は将来を担う地域の子供たちの大切な幼児期の教育を行っている」わけであるが、行政側は「民間企業」という意識があり、新制度移行のための整備や補助制度の利用に関しても、我々との温度差を感じる。⑬昨年度より、幼稚園の管轄が、教育委員会から、保育課に移り、幼稚園の運営についての理解が無いと感じる。⑭市の保育課が、認可保育園と同様の対応にな



	<p>っているように感じられる。待機児童対策だけでなく、幼稚園で教育を受ける事ができる事が大切な事であることを今後どのように周知していくかが課題である。 ⑮当園は、旧幼保連携型認定こども園から新幼保連携型認定こども園に移行しました。4月20日に初めて市から施設型給付費が交付されたのですが、内訳を示されていません（園の通帳に1行「ウンエイ ホイクシドウ 金額」と記されるだけです）。旧幼保連携型～の時も、保育園の運営費の内訳がそのつど示されることはありませんでしたが、委託費という性質からすれば仕方がないと諦めていました。しかし、新制度の施設型給付費は、（代理受領という形をとるものの）性質は保護者のお金であることからすれば、園児ごとに毎月内訳を示してもらいたいと思っています。市に対して近いうちに掛け合ってみるつもりです。（そもそも、市は認定こども園を委託保育園と同様に扱おうとしており、前身が幼稚園である当園としては、市とのやり取りに際して万事に違和感を覚えています。内訳の件も、問題の本質は同じであり、認定こども園の位置づけに対する市の無理解が根本にあります。） ⑯入園申し込みの窓口が区役所へ一本化されたため、園の方針や良さ、諸費の内容などを入園前に保護者に説明できなくなった。なぜ一本化する必要があるのかいまだに理解できないので、新制度でも入園受付は従来とおりの園で行うようにしてほしい。 ⑰1号認定の子どもの保護者負担額が、国基準通りになったことに対して、2・3号の保護者負担額が4～6割引かれた金額に設定をされたこと。市町村の担当部署の職員が新制度に関して理解をしておらず、毎週のように電話や直接会い説明や改善をお願いしなければならないこと。市町村が保護者向けの新制度に関する説明会や資料を制作をしてくれないこと。 ⑱入園選考が自由に出来なくなったこと。2号認定こどもは、区役所へ提出した申請書が受理されれば、入園することができる。園見学をして、園の特色を理解していただいた上で、入園してもらうことが望ましい。 ⑲新制度による影響は私立幼稚園で最も大きい訳だが、わが市では幼稚園は当園ひとつしかなく、残りの施設はすべて保育所であり、あまりにも幼稚園の実情に対する認識が無さすぎる。それらは、子ども子育て会議でも明らかであり、保育所ありきのペースで議論が進められてきた。 ⑳幼稚園への極端な理解不足。問い合わせに対して、保育園ならこうだという感じで回答してくる。こちら側注意しないと、悪しき前例を残すことになる。㉑民間保育園と認定こども園とで、事務上の作業負担が異なっている。新制度の認定こども園としてメリットを感じることがない。</p> <p><b>1号についてよく理解できていない</b> ①不明な点を保健センターに確認するために電話をしたところ、2号（保育所部分）のことについては教えてもらえたが、1号についてはあまり把握できていないようだった。また、保健センターや未来局などいろいろなところで電話を回されることが多かった。保健センターからの連絡に時間差があり、そのたびに確認が必要だった。利用料などの一覧で何度も同じような間違いがあり、園で把握するのが大変だった。最終的な一覧をもらえるとありがたい。支給認定証の内容を変更する際の保健センターとのやり取りが複雑である。認定変更申請書の書き方も複雑で保護者からの問い合わせも多い。1号認定児の扱いが、2号3号認定児の付け足しのような感がある。私学助成がどのようになされてきたか、もっと知ってもらう必要がある。</p>
4	<p><b>事務上の混乱</b></p> <p><b>施設型給付費の支給遅れ</b> ①4月の運営費の計算が間に合わず、5月精算となった。（市内の私立幼稚園から市町村給付になった幼稚園が、入力方法がわからず、請求書が4月に提出できなかったため、認定こども園の支払いまで遅れた） ②施設型給付の支払いが当面基本分のみという</p>

ことで、いつまで続くのかがとても不安。③3月議会を通過して支給認定決定通知が出たが、3月の下旬でしかも各市によりばらばらのため4月の保育料の通知も出せず、自動集金の手続きも間に合わず、4月分は5月に徴収することになった。④4月分の給付費がまだ市から支払われていない。5月以降はどうなるのか。園児の保育料の間違ひが出てきているが、保護者の対処方法は？保護者宛の保育料決定通知書に税額をのせてほしい。保育料を市が直接徴収してほしい。市がしめしたいろいろな予定が遅れている。市はあくまでも予定であって目標と言う。⑤未だに加算率が明確にならず、4月の施設型給付は基本額のみ請求を出すようにと、市町村の担当者より指示を受けた。結果として年間の収入の目処がつかず、施設設備等の計画が立たないことが不安。園則（運営規定）について、当初は県の担当課へ届出が不要であると回答を受けていたのに、2週間後には届出が必要であると回答を受けた。⑥5月半ばになるのに、園所在市町村以外の近隣の市町村で、いまだ運営費の支払いの手続きが全く行われていないところがある。支払いのめどすら答えてくれない。

**新制度では引き落としできなかつたら2ヶ月遅れになってしまう** ①今まで保育料は月初めにいただいておりました。銀行引き落としですが、常に20数名が引き落としされず、その月に集金できるよう取り計らっておりましたが、新制度からその月の月末になってしまい、引き落としできなかつた方は2ヶ月遅れになってしまうことが事務処理上大変です。

#### **4月時点で先送りされた科目が何と何なのかも不明確で今後の収入予定額の把握が困難**

①運営費の基本部分は4月分として4月20日に振り込まれたものの、その計算内訳が知らされていない。今後は毎月1～3号認定区分ごとに内訳表も合わせて示してほしい。4月時点で先送りされた科目が何と何なのかも不明確で今後の収入予定額の把握が困難な状況で困っている。

**寄附行為の変更で混乱** ①寄附行為の変更を県の指示通りに行ったが、第3条の目的の変更が3月に通達があり、その件の議決を得られないまま（急で学園の理事会や評議員会が開催できず）、司法書士さんと相談の上、なんとか4月1日変更登記が済んだが、法務局の対応や県の指示等大混乱であった。

**事務量の軽減を** ①事務量が半端でなく、幼稚園型認定こども園への移行の書類と、新制度での書類とで忙殺されている。同じような書類を何度も提出しなければならなかったが、新制度への移行で市の担当者の方々も大変だった。事務量の軽減を切望。②手続きが煩雑すぎる ③幼保連携型認定こども園であるが、2・3号認定こどもだけを抽出しなければならない報告が多い。④窓口書類を取りに行く機会が増えたが、できるだけ郵送等で対応して欲しい。⑤1～3号の認定先が市と区に分かれていて煩雑。（1号は市、2・3号は区）⑥事務が複雑になった。新しい様式に困惑。（市も県も）新制度に移行の過渡期なので仕方ないが、利用料決定通知が遅く、保護者からの問い合わせが多かった（4月17日に通知があった）M市独自の幼児教育振興事業が予算削減された。⑦一体化されたはずだが、補助金や給付金等2元行政が残り、ますます事務が煩雑となった。何しろ理事長・園長・副園長は教育内容よりも事務に追われてしまい、本当に残念。⑧現在認定こども園（幼稚園型・単独型）への以降のため準備を進めているが、その認定等に関する補助金の窓口は県であり、施設型給付を受ける認定は町である。運営規程（学則への溶け込みも可）は町と協議が必要であるものの、学則（園則）の変更となると県への変更認可手続が必要である。極めて煩雑であり、別々に協議するのもおかしい。簡素な手続にできないか。⑨保育料が園児毎に違い、年2回変更となる為、事務負担が増大した。⑩事務員の人数が足りません。⑪支給認定・負担金確定について、施設給付について、預りについて、それ

ぞれに担当が違い、それぞれが同じデータをそれぞれに請求し来るようなことがあり、共有できる資料はできるだけ共有できるようにとお願いしています。⑫各市によって施設給付費、利用者負担等の確認等の書類のフォーマットがバラバラで分かりにくい。提出時期、請求時期、支払時期なども市によって対応が異なり複数の市からきている子どもがいる場合は事務処理が煩雑。⑬当園は、Y市とK市に住所がある子が在園しているため、両方に申請と請求の手続きを行っています。それぞれで請求方法に違いがあることと、人数に関係なく提出資料を作成する必要があるため、倍の手間がかかります。少なくとも、書類の統一がされていれば作成の負担が軽減されることになるので、国としての統一フォーマットがあればよい。⑭認定こども園になった際の事務の負担。

**市町村の仕事が遅い・急に書類提出を求めてくる・先の見通しが立たない** ①市町村の仕事が遅い ②すべての提出書類等、詳細な説明もなく提出期間も短いため、どのように回答してよいか戸惑っている。③県のような書式集もないため、いつ、どのような書式で書類提出するのか、見通しが立たない。④申請書類が膨大かつ複雑で、提出期日にも余裕がない。⑤新制度より変更される予定の報告書等のフォームがまだ決まっていない。月日の流れ、例えば毎月〇日までにこれを行う・確定する、毎月または毎年これを提出する、など、市区長村と幼稚園との具体的なやり取りがはっきりしない。そのため、急に書類の提出など求められても対応に時間が必要である。施設型給付に関する手引きが1冊にまとめられると助かる（私立幼稚園事務処理手引きのようなもの）⑥締切期日（明日・明後日）が早すぎる書類が多すぎるし、市も理解していないことが多い ⑦書類を簡素化していただきたい。⑧補助額にミスがあり、修正のための通達や金銭授受と管理に労力を要した。⑨対応が遅い。提出物の締め切りが早すぎる。2号の上限が急に変わる。⑩市が新制度への対応に追われており、連絡や通知等の遅れ、送られてきた書類のミスが多い。（仕事量の増加による遅れに加え、他の幼稚園や保育園からの突き上げも）⑪何もかもが後手後手で半ばあきらめております。ただ、ここに困ってる・こんな情報が欲しい・これ助かった等は日に何度でも電話をかけたり、足を運んで、とことん担当者に伝えている。うるさいと思われるかもしれないが、担当者の対応や知識はどんどん良くなっている。⑫移行初年度ということもあってか、市の対応が遅く業務に支障が出ている。保護者の理解があり、本園での大きな混乱は起きてはいないが、新規に事業を起こすのであるから、プログラムの変更などは想定内のことである。事前にもう少し準備できなかったのか一対応の不備が気になった。⑬申請、報告、手続き、チェック等の業務の煩雑さ ⑭情報伝達の遅延。正確な情報や、疑問点等に対する回答の遅れが懸念される。⑮本来であれば今年度からスタートできるように市への申請書類や市の要綱など決まっていなければいけないはずだが、まだ何も決まっていない。全てにおいてスピードが遅すぎる。⑯認定こども園に移行した園が多いため、市としては頑張ってくれていると思う。しかしながら、なにしろすべての仕組みを変えることになるため、いろいろなことが遅れがちになっているし、間違いも多い。提出する文書の様式も、保育園の書式から作っているようだが、「保育園」のままになっている部分があったり、説明が何もついていなかったりで困る。担当課の職員は、保育課から来た人が多く、幼稚園のことが何もわかっていなかったり、「保育園と同じです」ということが多い。悪気はないと思うのだが、そのたびに幼稚園の実態を説明したり、「保育園のことは何もわからないので、要綱や説明書をください」ということになる。ただ、大変忙しいのも理解しているので、仕事は保護者優先でやってもらいたいと思って（保護者に出す書類もかなり遅れた）、あまりうるさくは言っていない。⑰利用者負担額

の決定に1ヶ月～1ヵ月半かかっており、また、通知後の変更も多いため、事務の負担が想像以上に大きい上に園に苦情がくる。下手をすると変更の通知が来ないこともあり、市に不信感を感じざるを得ない。2号、3号認定の子どもについて市の利用者決定が年度末になるため、クラス編成ができない。クラス編成が決まらなると教員の配置もできないため、せめて1号の子と一緒に教育を受ける2号の子どもについては施設で受付決定ができるようにしてほしい。預かり保育については、市の説明が3月にあり、専任の教員を配置することが条件だったため、前年度同様私学助成の預かり保育の補助を受けることにしたが、3月に説明会をさせても教員の確保はできない。全ての連絡が遅いので、事務上のあらゆることが滞っている。⑩募集の件について、2号認定での入所児は、市からの認定を受け園は、市からの入所紹介があって入所の手続きとなるが、市からの内定から入所児と園との入所手続きは、12月の末ごろになってしまう。3号認定での入所についてはさらに遅くなり、保育園への入所と同等で年明けにならないと、1次審査の紹介は来ず、2次、3次は、さらに遅くなり、最終的には、3月の時点でも見学希望者の対応をしている状態で、次年度の運営にむけての準備などが遅くなる。今後は早期に進めることが必要。

**保育料決定通知書等、個人情報の管理に課題** ①市より保育料決定通知書が4月初め園に届けられましたが、書類がむき出しだったため、「個人情報保護法は郵送ではないか？」と、問い合わせました。結局、園経由でという事になり封をのり付けした状態で封筒に入れるようお願いした。なかなか届かなかったもので、郵送されたものと思っていたら、未だ手つかずの様でした。保護者からの問い合わせもあったため急いで届けてもらうことにした。のり付けでなくテープでした。途中で退園した際の手続きの留意点や、今後の入金までの流れを文書で頂きたい。

5

## 制度上の課題

**大規模園は制度設計上新制度に行きたくても行けない** ①当園の園児数は305名であるため、新制度では301人以上の定員区分が適用されます。小規模園に比較して基本分単価等が著しく低いいため、新制度に移行しても、些少の増収しか見込めないため、移行を見合わせている状態です。当園の建学の精神は「地域に根ざした普通の幼稚園」です。入園料や保育料が高くない当園のような普通の幼稚園が新制度移行できないことは、新制度の基本設計がおかしいと言わざるを得ません。定員区分105人の園と比較すると、月額10,000円以上も園児1人当たりの基本分単価が低くなり、全く理解できません。新制度の会議において、全日私幼は小規模園の経営が立ち行くよう要望しておりましたが、できた新制度の公定価格は、真逆で小規模園が極端に有利な仕組みであり、私立幼稚園の中で小規模園と大規模園で極端な格差が生じています。公立幼稚園との格差是正よりも、私立幼稚園の中で格差を是正することを強く要望します。チーム保育の人員が若干見直しされましたが、付け焼刃的な対応では根本的な解決にならず、大規模園は移行できません。問題は、基本分単価等の傾斜が極端に小規模園に有利なため発生しているものです。大規模園は、普通の幼稚園であっても新制度に移行できないのでしょうか。②旧園舎では定員360名の運営をしてきたが、入園希望者が年々増加し現在の園舎面積では、定員オーバーの事態が生じてしまいました。その結果を解消すべき処置として、旧園舎より約500メートル離れた場所に国有地を求め新園舎を立てました。本園は学校法人ですから園地も園舎も寄付行為によりその手続きをとり、定員420名の認可をいただきました。ところが、新園舎設立にあたり一切の補助金を頂いていません。つまり、自己資金と市内銀行よりの借入金で、支払いを済ませました。その返済金は年々頂いている経常経費補助金を充てています。

最近の報道では、大規模幼稚園が、（認定こども園に加入した時点）で現在より補助金が減額し、運営に問題が起きているとの報告を聞きました。そこで、認定こども園を返上しようと考えているとのことでした。本園も経常経費補助金を銀行への返済金として充てていますので、大変心配です。本園は現在1号認定を受けています。大規模幼稚園への温情ある補助を考慮していただき、世の中に貢献していることを念頭においてお願いします。

**制度が複雑で、理解しづらい。通達が遅く、周知の時間が短い。** ①通達が遅く、周知の時間が短い。・制度が複雑で、理解し難い。（この点は保護者様への周知にも影響があります。もう少しシンプルな制度であることが望まれます。） ②調査依頼から回答期日までの期間が短く、ルーティンワークに支障が出ている。（本園は本部が遠隔地に所在し、承認や公印押印に時間を要しますので、この点にご配慮くださり、期日については寛大な措置をお願いいたく存じます。）

**全てが保育園仕様** ①全てが保育園仕様のため、私立幼稚園としての基準が利用できない。施設改修・定員の減など、問題点は多々ある。特に調理室の整備などは負担が大きい。

**人材確保の課題** ①2・3号認定を受け持つための幼教・保育士両資格を持つ人材の確保。そもそも、既に都市部を中心とした待機児童解消を目的とした、急速な受け皿拡大があり、地方からの人材流出が起きていたところに、今度は地方自体に認定こども園移行の動きが有り、この現象により大きく拍車を掛けている。

**財源の課題** ①消費税10%分を財源とするはずが、現段階では8%にとどまっている。これは、内閣府で9割の幼稚園が移行すると見込んで積算した額であったが、実際には3割程度しか移行に応じず、皮肉にも現段階の消費税率でも回る状況になっている。しかし、今後、移行の動きが活発化すれば、当然現行の税率では不足が発生することとなる。また、試算では、1兆2000億円程度なければ、計画上の全てのサービスを提供するのは難しいとされる。現段階では、税率の動向も見極めつつ、予算枠が安定しており、僅かでも上乗せで推移している現行の文科省ベースの国庫補助を原資として見て行きたい。

**移行した時点で運転資金が不足するのでは** ①現在は県からの補助金でまかなっているが、移行した時点で運転資金が不足するのではないかと心配している。

**子育て支援というよりも、労働人口減少のための就労支援では** ①子育て支援というよりも、労働人口減少のための就労支援に重点が置かれ過ぎていないだろうか？そちらは、ニートや失業対策に力を入れるべき。子どもを預けやすくすることで、これまで働かなくていい人まで働きに出るような動きも見られ、余計に待機児童を増やす結果になっている。そのために施設を増やして人材を消費して、人材不足にも陥って、悪循環となっている。数年後には子どもが減って、供給過剰になることがわかっていくのに。いったい誰が子どもの未来を守るのか。本末、家庭で親が子育てできるような子育て支援や家庭教育を充実させるべきで、根本からこの制度を見直す必要があるが、今の国の考えでは、百年河清を俟つ思いである。

**私学の自由度の制限** ①施設型に変更するのは容易だが、こども園の形になると話が変わる。こども園にしたいが細かいこと言うので困る。 ②道の管轄の時はよかったものが、市の管轄になったらだめということが多くなった。道は、学校法人の許認可の権限をもち育成する役割があるから、学校法人の活動にはある程度の理解があったが、市はまったくの杓子定規な考えで理解がない。何でもかなんでも国に聞いてとしているが、どうも都合のよい回答を得ていると

疑いたくなるような感じである。もう、学校法人の自主的な活動は、施設型給付になったことで、つまり、補助金から措置になったことで、自由発想的なことはできないとのこと。本来なら、もっと柔軟に学校法人の活動を援助し、積極的に後押ししてもらいたいと願うのですが。③市の管轄になって、学校法人のやる気が失せていくような気がします。できることなら、学校法人の許認可も市におろしてもらいたいものです。市におろせば、少しは学校法人育成の立場で考えてくれると思うのですが。④新制度が、職員の全てに理解されつくされたと言い難いし、父母はなおさらである。全ての窓口が市（行政）にゆだねられたので私学といえど、かなり不自由感がある。園児数がいちじるしく減った。

**本当に子供のための良い教育、子育て環境を作ろうとしているのか？** ①本当に子供のための良い教育、子育て環境を作ろうとしているのか？この新制度において最大の疑問は、最初に国が「こども園は学校です」と宣言していた。しかしその後、こども園は学校教育法には規定されないといわれた。学校教育法に規定されない学校とはどういうものなのか？そして、全ての子ども達に教育と保育を提供する理想的な理念はよいが、後出しじゃんけんのように、保育所寄りの条件を次から次へと提示してきて、私学の自由な教育風土を奪い、職場内における教職としての熱意と使命感の低下を招いてきている。

**「公定価格」が上昇していく事があるのかないのか？** ①私学につき、諸事情の中で任意に保育料を改定してきたものが、今後は国の定めた「公定価格」のみを頼りに経営しなければならない点。つまり、「公定価格」が上昇していく事があるのかないのか？「待機児童解消」のための政策でありながら、一方で「少子化」による就園児数減少に悩む幼稚園も多数ある現実を、国や地方自治体はどのように捉えているのか？等々、不安や不満も正直ある。

**利用者負担額が下がらない。保護者負担保育料の決定が滞っている。** ①N市で予定している利用者負担額が、国で示している額と同額で、進展もない状況のため、幼稚園協会としても困っているところです。②保護者負担保育料の決定が滞っている。③利用者負担額に課題あり（自治体の財源が厳しい状態なのを知っているので、その理由も分からないわけではないが、第5階層の金額が、従来の保育料と開きがある）一時預かり保育についてもはっきりせず、他市の状況をもとに進めている状況である。④2号認定のこどもの保育料が高く、預かり保育で対応できる他幼稚園に流れるのではないかと⑤利用者負担額についての交渉（保育認定との差が大きい）

**利用者負担額が新制度の方が高くなってしまった。** ①各市町村が設定する利用者負担額が内閣府が示した上限と同額で元来の保育料よりも高額になってしまった。また、周辺町村との利用料の開きが大きい。②教職員の配置や勤務時間に頭をひねりながらやっている。新制度のほうで保護者負担が少なくなると思っていたが、特に2人目の子どもで就園奨励費をもらっている方が安かったということが分かり愕然としている。保護者にも言えずにいます。県や全日幼稚園連合で動いてほしい。

**国基準より低額の利用者負担となり、町の追加負担が増大。将来利用者負担の増の不安** ①国基準より低額の利用者負担としたことで、町の追加負担が増大する。将来利用者負担の増（特に1号児）が懸念される。

**公立幼稚園の利用者負担** ①近日中に市に相談に行こうと考えている。公立幼稚園の利用者負担は26年度の保育料と金額が同じになっている。市の利用者負担が確定していないのではないかとと思う。

**広域利用の問題点** ①本園は、A市、B市、C町の3つの市町村から園児が通います。平成27年4月1日新制度への移行を選択いたしました。B市、C町からの手続きの説明・指示がA市のように進んでおらず、園への子ども・子育て支援教育・保育給付費等が後納になるなど、経営にかかわる問題点がございます。②当園の所在地以外の市町村から、登園している園児に対しての、市町村の取り組みに温度差があること。例：当園はA市に所在している。B町からも登園している園児がいるが、B町には、認定こども園がないので、1号認定こどもへの対応を準備していなかった。そのため、申請書類や、保育料の決定等が、こちらから問い合わせをしないと動いてもらえない。③広域入所の園児が複数いる中、他の市町村の対応が遅れており、4月末になっても保育料がわからない園児がいる。④各区役所によって対応が異なる。⑤広域にわたり8市町村から園児がきており各市町村と対応しているが、各々認定申請や通知の方法が違う為、各様式や申請方法の統一化や、所在市町村で取り纏めてほしい。施設型給付費の請求についても同様。⑥1号認定から2号認定への月途中の変更がある場合、変更当月は、変更前の認定保育料と単価が支給となる。日割りの支給とならないため)中途からだ、預かり保育料、延長保育料金等、園が負担しなければならない場合が多いように感じる。近隣の村では、中途での認定変更の場合、日割りでの給付となると聞いている。⑦私の園では、延長保育や預かり保育など保護者のニーズに答えています。新制度に移行した場合、市町村によっては、給付単価や様々な単価が大きく違う場合が同じ園を運営していて不安です。⑧1号児の募集に当たっては制度そのものに言及せざるを得ず、町や県と協議しながら進めざるを得ない。複数市町村からの利用の場合は、施設としてどのような手続きとなるのか不安である。⑨市境の施設なので、地域区分の違う自治体、それぞれと請求事務などのやりとりが必要で、しかも書式なども違うために事務量が増えて困っています。また、自治体によって様式や請求方法が違うというのも困ります。⑩市町村をまたがって入園する方が多いため、市町村ごとに対応が違い、一層煩雑な事務業務となっている。所在地の市町村が他の市町村を集約して対応して頂けるとよい。⑪一方、広域地域との統合を図るのに苦労した。登園の場合、3地域に関わったため、園児募集から給付金の請求まで別々に説明をしなくてはならず大変だった。⑫利用者が引っ越しをして市内から市外へと住所が変わった後も継続して園を利用していく場合。以前の対応では市同市で話し合ってもらい、翌月1日などきりの良いタイミングで請求を切り替えていたが、新制度では完全に日割りになってしまい、業務量が増えると同時に連携が下がってしまっている。基本的に保護者の利用料は市毎に負担額が違うため、1日～10日分はY市分の保育料、11日～30日はK市分の保育料と別々に請求する必要がある。隣の市と隣接しているような立地の場合は、これだけでもかなり大変になると思われます。

**1号認定は広域性を認めるものの2・3号は、特別な事情がないものには認めない**

①広域性が担保されると各説明会で確認してきたが、F市等では、1号認定は広域性を認めるものの2号、3号にありましては、特別な事情がないものには認めないとのこと。市長に要望し広域的選択を認めてもらえることになったが、担当者にはどうしても認められないとの見解。自由な選択が認められるようにしてほしい。②当園はT市にありますが、現在、T市、I町、S市など、遠いところからも子どもが通いにきてくれています。2号認定、3号認定は保育が必要とされている方が対象ということもわかりますが、教育と保育を受けることができるのが認定こども園だと思います。遠くても教育を受けさせたいと考えている保護者が多い中、当園に入ることができないというケースがありま

す。次年度は上のお子様を園に通わせていた場合も、受け入れも難しいということを知っています。

6

## 改善提案的な意見

**移行時の認定こども園申請手続きの提出書類にフォーマットがあるとよい** ①移行時の認定こども園申請手続き(都道府県へ)の提出書類にある程度のフォーマットがあると、申請手続きが大変スムーズになると思う。

**市町村窓口の一本化** ①市町村の窓口が、現行・施設型幼稚園、認定こども園は教育委員会、保育園は福祉課となりますが、2・3号については福祉課も関わるなど一本化できていないこと。市長・議長には昨年より一本化の要望はしているが簡単にはいかないようだ。②新制度に移行すると窓口が子育て支援課(保育園担当)になることになるようですが、現行の幼稚園・保育園・認定こども園とも窓口を一つにしたい。また部署によって違うことがあります。窓口が補助金や措置費の管理の窓口にはなっていない。ちゃんと指導ができる窓口を作してほしい。

**認定こども園に対する説明会を開催してほしい** ①認定こども園に対する種々の説明会開催がないため、困惑している。②市内の全幼稚園対象に研修会等を開催して情報を知らせしてほしい。③利用者の施設利用手続きが、できるだけ簡素にかつ利用者の希望にそってなされるよう期待しているが、住民への説明がなされるのか不安。④認定こども園新幼保連携型移行の事務処理も、市単位での事務説明会があるとありがたい。⑤新しい制度であり、行政の担当者が積極的に熱心に内容を勉強して、利用できるさまざまな制度についても我々にも指導してほしい。⑥保護者へのわかりやすい周知の仕方。⑦とにかくいろいろな情報が降りてくるのが遅く、対応が後手後手になってしまっている。新制度のため、国も県も市町村も大変だとは思いますが、出来るだけ早く情報を流してほしい。⑧行政の立場で得られた情報を早めに開示していただきたい。公立認定こども園の定員充足率他、平成28年度移行予定園情報、今後の行政の指導方針。⑨園の担当者も新制度の詳細を理解出来ていない。事務担当者を対象に研修会が必要かもしれない。⑩大人数を対象にした説明会では、大雑把な内容しかわからない。人数別での事例などを交えながら、もう少し少人数での説明会を開いて欲しい。

**1号の施設給付の増額を** ①2・3号から1号への変更は、保護者にとっては、保育料の軽減で利点は多いが、施設にとっては、不利益につながる。1号の施設給付の増加が望ましい。

**1、2、3号園児の一般社会で理解されやすい呼び方を** ①1、2、3号園児の一般社会で通用する、事務的でなく理解されやすい呼び方がほしい。

**従来の預保育の時間帯には、子どもが安心してのんびりと過ごせる場の保障があればいいのでは新制度をしっかりとしたものにするために。** ①保護者の不安解消、手段の提供を！②具体的に利用者負担の軽減や園への給付の増大幅等、移行したいと思うような情報を。

**土曜日は、公立の保育園等の一時預かりで見てもらえないの？** ①園では選択できるとしているが、それも市町村が決定権を持っている。結局、市に強制的に行わされている(幼保連携型は特に)。現在、土曜日は園児2名程度で、そのために2人の



保育教諭が出勤して居るため、平日に代休を取らなければならない。平日に手が足りなくなるため、また保育教諭が必要になる。全員有資格者でなければならないのも、ネックになっている。（幼稚園では無資格者でも教育補助員として認められていた）土曜日は、公立の保育園等の一時預かりで見てもらえないのか？（市に話しても相手にしてもらえない）私学は、選ぶのは保護者なのに、そういう自由がない。

**私立のこども園は利用調整をせず、全て直接契約にすべき** ①利用調整原則として、幼保連携型は保育調整をすることになっていて、特例として待機児童がいなければ市町村の判断で…、となっているが、2号の待機児童がいらないのに（保育所の定員が空いているのが証拠）待機児童が今後増えるという理由で、強制的に保育調整される。私学なのに、定員が空いているにもかかわらず、どこでも入れれば良いという保育の必要性の高い人が優先されて、教育理念に賛同して希望している人が入れないのはおかしい。そこには私学の存在意義が無い。私立のこども園は全て、直接契約にすべき。

**すべての市町村で統一された請求書があると良い** ①市町村により請求書の様式や加算部分の項目が異なりどちらが正しいものかわからず請求ができない状態です。（加算部分が多項目になっているもの、加算部分が少数項目のもの）加算部分の違いによって請求する金額が変わってきてしまうので、園に入る金額が大きく異なることになるのではないかと。②すべての市町村で統一された請求書があると良いと思います。試算シート、請求金額についても正しくできているか不明な点が多いので個々に対応して頂けると助かります。個々の対応が難しければ講習等をひらいていただくと助かります一時預かり事業についても不明な点が多い（算出方法など）。

**費用がかからない方法もあるのではないか** ①こども園に簡単にできるようにしてほしい、調理室を設置しなければならないなど…外部業者でもしっかりしたところであれば自分でやるより良いはず、柔軟に対応しないとお金だけバンバンかかってしまう。長く経営をしていると補助金は必要だがあまり迷惑をかけないように…と考えるので察して欲しい。補助金を当てにしてやる方法もあるが、本当に必要かどうか考えた時、国のことを考えて今あるものや業者を利用したほうが安くつくはず、認める役所に責任をとる覚悟が有るか無いかだと思う。

**これからの改善に期待** ①保護者の方から、認定こども園にならなかった方がよかったなどの意見を多く頂いています。これからの改善に期待しています。

7

## 市町村担当者はよくやっている

**先が見えない不安の中、市町村担当者はよくやっている** ①利用者負担額の通知が滞るなど、事務上のことを含め、準備ができないままスタートした部分が多く、いろいろな場面で不都合がおきたと思います。その中で、区の方の対応が親切で助かりました。今後も連携をとって、協力していく体制が重要かと思いました。②国も市も、常に新しいことを準備しながらの動きだったので、先が見えないことが多くて、幼稚園としてもいつ、どのようなことが決まってくるのか、良くわからず不安であった。今年度は、ある程度見通しを持った動きになると思う。③行政の方は本当によくしていただいています。国の方針が後出しだったので大変だったと思います。やる事に決めたことは行政と共に協力し、良いものにしていきたいと考えています。④今後、近いうちに市と話したいと考えています。親切な対応をしてくださっているので現段階ではありません。⑤関係部署との係わりについては何事に関しても懇切丁寧に答えて下さり、感謝

している。問題はない。⑥担当者は親切にかかわってもらっています。⑦施設型給付の請求事務が、難解であるため4月分の請求ができないままの園が多いのではないと思われる。市町村もまだ要綱が定まっていない部分もあり、年度の終わりまでに精算という形でまとめる方向で一致した。市も専門部署を創設するなど本気をだしてはいるが、人事異動で素人状態の職員が多いため混乱している。しかし、大変前向きに取り組んでいただいているので話し合いながら、また他の自治体を参考にしながら取り組んでいる。(当園では独自システムを自力で概ね構築したのでなんとか対応できるようになった)市→データ提供→取り込み→保育料請求システム(FBデータ交換システム)→施設型給付システム→市への請求(まだ自動化までできていない)⑧地元自治体の担当者とは、良好な関係が築けている。ただ、対応が後手に回り、施設型給付の請求が未だにできていない。また、広域入所の園児に関する対応が遅く、該当の市町村に問い合わせをしても、回答を得るまでに1週間以上かかることが多々ある。⑨新制度初年度ということもあり、行政も大変な思いをされている。決定の遅れなどもあり、それが保護者の不安につながっている部分もある。⑩市の担当課は毎日夜遅くまで残務しており、お互いわからない中でも対応してくれありがたく思います。⑪今回は、道、協会主催の同一の研修会、説明会への参加や意見交換、情報収集など、準備段階から町の担当者と課題や方向性について調整を重ねていたため、移行に向けて齟齬はなかった。疑問点に対する回答や具体的な対応(町も予算前には確定できないこともあった)など、直前まで不明な点が多く、大きな制度の変更であるのもかかわらず、国の対応としては丁寧さに欠けていた。(窓口として町、振興局には最大限尽力をいただいているが、本庁、国の回答待ちが多く限界があると感じた。)⑫市内に一園しかいないため、丁寧に対応していただけるので特にありません。⑬市町村の担当部、担当課で仕事の分担が決まっているようだが、うまく連携が取れていないと感じることが多い。また、手続きや補助金の計算等に誤りのあることが多いと感じる。一方、施設所在地の市町村の担当者は質問等に比較的早く回答、誤りも速やかに訂正し連絡してくれている。まだ、始まったばかりの制度でお互いに分からないことが多く間違いもあるが、連絡を取りながらスムーズに運営していきたい。⑭メインの市との連携は大変良くできているが、市も初めての取り組みで戸惑いを持っている。園が分からないことは市も分からないことが多く、逆に園側から市に教えることも多かった。はっきり言って頼りない存在であるが、それだからこそ良い関係が持てたところもある。これからも、国基準での判断ではなく地元の実情に合った判断をしてもらえるように上手く関わっていかなくてはならない。⑮特にありません。⑯わからない点、不安な点など電話で直接聞いていますが、とても親切にきちんと回答して下さいます。今のところ課題点は特にありません。⑰特にありません。⑱移行するときより、担当の方よりよくしていただいておりますので、課題はありません。移行後も同じ支援をお願いしたいと考えています。⑲疑問、質問があれば市におたずねし対応していただいておりますので、特にありません。

## 問2 自園としての課題または移行にあたってのご不安な点があればお教えてください。

8

### 制度が現時点で明確でないことへの不安

**保育教諭の待遇改善が実現できる制度設計なのか不安** ①現有スタッフでこども園としての機能を維持していけるのか不安。保育教諭の待遇改善。(給与面だけではなく、労働時間の短縮や休暇が取得できる体制づくりが急務だが、経済的支援がないならば増員は叶わず、抜本的な改善にはならないと感じております。)

**経営上に関する重要な部分が明確ではないことが不安** ①私たちが十分理解できないまま、新制度に移ったというのが実情です。なので、保護者への説明も十分できない状態なので、お互い不安もあったと思います。具体的には、どのように職員配置をしたらどんな加算があるか？福利厚生費は今まで通りでいいのか、会計の問題など、細かいことが沢山わかりません。②こども園への移行を推奨する割には、加算部分の調整、職員配置における加算、利用者負担額の通知の遅滞など経営上に関する重要な部分が明確ではないことが不思議でなりません。自園の課題以前に尋ねてもはっきりとしたお返事がいただけない等、不明瞭な部分が多すぎるのが不安です。

**後からでも移行はできるのか不安** ①こども園への移行を考えるうえで、始めの説明では5年間の移行期間であれば、希望する園は特例として移行ができるように説明を受けていました。しかし、実際は、施設面の整備や、人員の配置などが整うことが前提となっており、移行へのハードルは高いように感じています。市区町村の関係者と話し合いながら進めていますが、需給のバランスによって、移行手続きなどの調整が必要だと説明されると、移行できるのか、できないのか迷うところでもあります。②幼稚園型が幼保連携型に移行したいという要望は、いつ、どこ(誰)の判断によって認められるのか？

**全てに於いて不安** ①全てに於いて不安です。正直、やっていけるのかと思います。②経営面への不安 ③金銭面 ④預かり保育、未就園保育、職員待遇、運営費の確保等私学助成を除き、全額公定価格で経営することに不安があり、経営努力がどのように反映されるのかが、不安である。⑤健全に運営できるのか？補助金として、最終的に何がのこり、何がなくなり、どのように申請するのか？私学としての今までの特徴が出しにくい。経済的に不安定だから ⑥賞与前に出していた県補助金がなくなる為、初年度の賞与の資金が不安である。⑦事務業務の負担(不明な点が多くあり)が不安 ⑧言葉の定義が曖昧で、判断の付きにくいことが多い。

**加算についての不安** ①給付については、処遇改善等加算率13%、副園長・学級編成、満3歳児対応、チーム保育加算を見込みで1号に対する殆どの加算を付けてくれたのはいいが、裏付は確認していないので返金の可能性もある。②加算についてはどのようになるか 何も聞いていません。加算は月々での加算になるか、たとえば加配やチーム保育など 年間を通して見るのか月単位なのか。③チーム保育など手厚い幼児教育や保育を目指して4月から多くの職員を確保しましたが、運営費に加算がほとんどされておらず、運営に不安を感じます。また、年度末に加算分の精算をするのでは、この1年間をどのような運営ができるか分からない状態です。④思っていたような加算が付かない。⑤1号認定の保育料の仕組み基本の保育料に給食費は、預かり保育料は、バス代は、と様々なことがあると思うが表現されているのか。また早く価格表を出して示してほしい。⑥人件費に対してもっと明確に給与(昇給できる)を示せるだけの原資を示してほしい。⑦加算部分の給付時期や申請方法が示されていないので不安である。⑧移行

	<p>して1ヶ月であり、まだまだ手探りの状態である。本当に収支が成り立つのか、不安である。⑧加算適用の詳細が不透明。</p> <p><b>今後、市町村による私立幼稚園への単独補助が続くのか不安</b> ①これまでの町による私立幼稚園への単独補助が続くのか不明である。</p> <p><b>移行しない方がよかったという園が多く、移行に踏み切れない</b> ①既に移行している園がありますが、来年度から移行したほうが良いのか、それとも現行通りの幼稚園が良いのか迷っています。なぜなら、移行した園からの情報を聞くと、皆さん移行しない方が良かったという声が殆どだからです。②認定こども園への移行前と移行後では経営方法が激変してしまうのが不安。</p> <p><b>職員の配置数も適正なのかそうでないのかが、書面等で確認できない</b> ①職員の配置数も適正なのかそうでないのかが（公定価格の配置）、書面等で確認できない。その為、一時預かり等の専任必須のところの職員配置が困難である。</p>
9	<p><b>人材確保への不安・課題</b></p> <p><b>教職員の確保が不安</b> ①とにかく、教職員の確保が一番難しいです。②職員確保ができるか不安。地方は万年人手不足。特に新卒者が不足しています。③職員採用 ④保育士の確保が難しい（求人に応募がない）⑤保育担当の補助教諭を確保するのが難しかった。保育士確保 ⑥移行するには、設備や教員の人員確保など考えなくてはならないことが多いと思います。移行した園の様子を教えてください参考させていただければと思います。⑦教職員の確保。大都市中心に教職員の雇用が集中し（市町村の財政力の差で、優遇措置に開きが出ることも考えられる。）新制度導入で処遇改善等は推進できるものの、教職員を確保する上で、地方の町は、大きなハンデキャップがある。⑧職員確保の難しさ。特に朝夕の担当者の確保が困難である。地方だと、給与も都会と格差があるため、新卒者は、都市部への就職を決めることが多いように聞いている。⑨職員の補充が必要となるため、不足がちな保育士の確保が困難であると思われる。⑩保育士の確保が難しい。今年度の財政状況を見て、常勤の保育士の採用を考える。思うほどの財政支援でなければ非常勤を案配しなければと考えています。⑪人材確保。⑫保育教諭の確保（経験者）⑬募集をかけても応募がなく、どんどん給与や時給を上げざるを得ない状況（最近異常なくらいつり上がっている。時給1000円以下では見向きもされない）それでも、応募がなかなか無いハローワークは全く役に立たない。よって・人材派遣とか人材紹介に頼らざるを得ない。派遣は高いし、時間や仕事内容にもうるさい。また、紹介料等がかかるため、人件費が余計にかかる。そのための手当までは公定価格に含まれていない。人材不足の理由として公立の新設があちこちで有り、そちらへ流れている。大学でも最初に公立受験を薦める。（大学や教授の成練に繋がるようだ）次に保育所、最後に私立幼稚園。公立が給与、時給を高く設定しているため、私立の給料が安く、有給、産休、育休等も取りにくい（給料を高くするにも私立には限界がある）⑭人材不足のため、誰でも良いから時間を埋めてもらわないとならない状況。時間で仕事を区切ったり、人が入れ替わったり、良い教育者に育てるとか良い保育ができるような扱いがしにくい環境になってきている。シフト作りは、パズルをしているようだ。保育所制度は人の計算を、0.3人とか0.5人とか、人として扱っていないからでしょう。子どもが居る時間とにかく見ている人が居れば良いと言う考えなのに有資</p>

	<p>格者という縛りの矛盾。 ⑮幼稚園の時と配置基準が変更されたため、職員必要数が増え、職員確保も困難となっている。 ⑯0歳児から5歳児までお預かりする予定ですが、実際問題として、0、1歳児がどのくらい入園するかにより、保育教諭を急に採用したり、やめて頂いたりしているのでしょうか？担任は、パートさんでもなれるのですか？それとも、正規職員でないとなれないのでしょうか？幼保連携型に移行予定ですが、時間帯が長いことで、早番・遅番を持つとなると園運営に都合のよい条件で、人が集まるかどうか不安です。</p>
10	<p><b>勤務体制の不安・課題</b></p> <p><b>勤務体制の構築</b> ①先生の勤務体制の構築。3歳未満のお子さんをお預かりするときの、定員に対する人数配置。今まで長期休暇があったので、平常時の勤務は休暇が少なく、長期休暇で代替えして年間で休日調整できたが、長期休暇が無くなり、平常時から先生の勤務・休暇を考えるのが大変。平日の研修会、夏休みの研修会に先生を出すことが、園にとって負担となる（代替えの先生を雇わないといけないから） ②また、11時間保育を実施しているが、職員のシフトも大変である。「1年単位の変形労働時間制」の届出により対応している。振替休日は主に夏休みに集中して取得させる（3号担当のみ）。また職員会議等で一同に会することが困難になったため、諸連絡等の不備が出ないようにする事に苦心している。 ③勤務のローテーションが今後の課題 ④園内研修、職員会議等の設定がしづらく、勤務時間内では難しい状況である。</p> <p><b>シフトの検討を始めた</b> ①一体化された園内で、シフトを組む2、3号担当の職員(月～土曜迄の11時間開所・8時間勤務)と1号担当の職員(月～金曜までの8時間勤務)を、同一労働、同一賃金に向けて、就業規則を中心に1年間の変形労働時間制や休日出勤や残業、有給休暇の取りかたなど、職員や労務管理士さんと今後改善に向けた検討を進めているところです。 ②常勤と非常勤と先生との役割分担と責任の明確化 ③11時間開所のため、当然のこと2、3号担当職員はシフト制を取り入れていますが、それぞれ一人ひとりの幼児にとっては、1日の在園時間の中で、朝の受け入れ、合同保育、夕方から降園までの細切れるに担当の先生が変わる現実の中で、引き継ぎを十分に機能させて総合的に一人ひとりを把握して指導していくことのむずかしさを感じる。 ④1、2、3号職員の全体研修会を実施する際の時間の確保や日時の設定が難しい。</p> <p><b>今、一番知りたいこと</b> ①保育士の労務管理 就業規則、ローテーションの組み方について ②乳児担当保育士と幼児担当教諭との研修について ③保育園部分にシフト制を導入することによる労務管理</p>

11	<p><b>研修体制への不安・課題</b></p> <p><b>幼保連携型認定こども園教育・保育要領への教職員の意識づけと研修体制の確立</b> ①これまで学校法人立の認可保育所で運営していたため、保育園のカリキュラムだったものが、1号認定児の受け入れで変化しており、ベテランといわれる保育教諭が戸惑っているようである。すべての保育教諭が幼保連携型認定こども園教育・保育要領についての何らかの研修会を受講できておらず、保育が始まり人員配置に余裕がないため、全教職員には配布し、持たせているが読み込んでいるか不安が残る。今年度は多少無理をしても園内研修を重ねていく必要があり、全教職員への意識づけと理解をしてもらえるよう努めなければならないと思っている。 ②教育課程の問題 ③長期間・長時間の利用（2号児）と教職員の研修体制（資質向上）が両立するよう努力するが、これまでの研修体制を維持していけるか不安である。</p> <p><b>研修体制が団体（地区）と市町村が重なり、園の負担が増える不安</b> ①施設型給付を受ける特定教育・保育施設として町が監督することになるが、教職員の研修体制について町としての研修と県（地区）の研修体制と両者の研修が重なりあい園の負担が増大する傾向になるのではないかと不安。</p>
12	<p><b>施設整備についての不安・課題</b></p> <p><b>ハード整備したいが情報がない</b> ①園舎部分の増改築における全体像が見えにくく、市の担当者から、具体的な施工日程など教えて頂けると有り難いが、情報が乏しく、よくわからない。平成29年度から、移行予定していますが、こちらが主体的に動いていないと市から言われたときには、遅くなって間に合わないという状況に陥らないのか不安です。</p> <p><b>3/4の補助がでないのでは・・・</b> ①当園の園舎が来年あたりには建て替えをしなければいけない時期になってきました。どうやら、いまのところ3/4の補助がでないのでは・・・という声をよく聞きます。27年度までに立てるものは確実に3/4出ると聞いています。認定こども園の説明会などでも、3/4と表記がありましたが、どうなのでしょう？</p>
13	<p><b>1号⇔2・3号間の不安・課題</b></p> <p><b>1号認定の利用定員に空きがあっても2号認定の利用定員がいっぱいなら、2号認定の子どもが入園できないといわれた</b> ①利用調整において、1号認定と2号認定の子どもについて、配置人員や必要な面積が同じであっても利用定員で別物扱いにされているので、1号認定に空きがあっても2号認定の子どもが入園できないなど、待機児童の解消につながらないケースがある。もっと臨機応変な処遇ができればと思います。 ②認可定員の範囲内での利用定員の融通性があれば現在の利用定員1号45名、2号15名、3号20名。今年度、4月1日で2号希望者が17名であり、仕方なく最後の申し込まれた2名は4月は1号で受け入れた。認定こども園の認可定員は5・4・3歳児各30名 満三歳児15名 ③2号を希望するが、利用定員がいっぱいで2号になれない家庭がこれから出てくることが予想されます。保護者の負担が少なくなるような対策が今後必要だと思います。</p> <p><b>1号認定と2号認定の子どもを一緒に募集したい</b> ①園児募集 → 年度末でなければ人数もわからない。1号認定、2号認定の子どもを一緒に募集したい。</p>

**利用定員がスムーズに変更できるかどうか課題** ①平成28年度に認定こども園への移行を予定しており、市の事業計画にも位置付けられています。市の事業計画策定時に、年齢別利用定員は変更しないようにと市の担当者から前置きされました。しかし今は、施設や経営上の問題等も出てきて変更（30人程度）を検討しています。これから市に相談することになりますが、スムーズに変更できるかどうか課題です。

**利用調整への不安** ①利用調整で兄弟が異なる園に通うことになることは避けたい。

**短期間での認定変更はいかがなものか？** ①現在は1号認定（もともと2号認定を満たしている）だが、夏季休業中のみ2号認定に変更は可能かと保護者が市町村へ相談に来たと聞いている。現状としては、認定内容を満たしていれば、短期での認可変更をしてはいけないという条項はないため、意向があれば許可になるというが、いかがなものか。②1か月ごとに1号と2号の転籍があり、事務手続きが煩雑である。

**保育短時間と保育標準時間の取り扱い** ①短時間保育と標準時間保育の違い、扱い等々は説明していただき理解できていますが、実際の動きの中での判断で、たとえば短時間から標準時間に移行できる条件の微妙なところがいまいち明確にすっきりしない場合がある。「7時から8時30分まで・4時30分前後」の時間の使い方によって決まるのですが、その理由が理由を聞いた方の判断によるところですが、基本の考え方は持っておられるのですが、臨機応変、ケースバイケースの幅をどう考えて、決めて、短時間から標準時間に変えるのかが微妙な場合があった。②短時間と標準時間を分けるのは必要なのだろうか。途中で標準時間に変更する子が4月でも数名いたので、把握するのが難しい。

**転園児で、1学期の始園日から登園するこどもは、始園日から日割りにして給付する。保護者からの徴収分も日割りにするといわれた** ①転園児の受け入れについてですが、1学期の始園日から登園するこどもについては、これまで4月分の保育料を徴収してきました。ところが、長野市は始園日から入園になるので、日割りにして給付する。保護者からの徴収分も日割りにするということです（しかも公定価格は月に通知する）。これは保育園の保育料と同じ方法がとられているのだと思うのですが、幼稚園では長期休みの間も年間を通して毎月保育料月額を納めてもらっていました。基本的に、このたびの制度での認定こども園は幼稚園の制度を残しての給付のはずではなかったのでしょうか。また、それならば給付の対象にならない期間の保育料は別に徴収するようなことは考えられないのでしょうか。

**1号と2号で健康診断の回数に違いがある** ①2号認定こどもに義務付けされている、健康診断の内容と回数が、1号認定こどもと異なる点や、「養護」の部分で統一しにくい内容がある。

**1号と2号の選択に迷っている保護者への対応** ①施設型給付に移行したことで、1号と2号のどちらが、家計にとって良いのかの選択に迷っている保護者への対応が課題。

**土曜保育を利用する2号認定の人数が増えたこと** ①土曜保育を利用する2号認定の人数が増えており、週6日通う子も多い。子育て支援は理解できるが、週6日でしかも長時間保育は子どもにとっても負担が大きく、疲れやすい。仕事が休みの日は、できるだけ早く迎えに来てもらうようお願いはしているが、中には平日休みをとる子もおり、質をどう確保していくのが今後の課題である。

**幼稚園型（接続型）から新制度に入り2号を迎えてわかったこと** ①3歳以上は幼稚園ベースで預かり保育をする接続型であったが、新制度で予想以上に2号認定の入園児があり、対応する職員の人数で苦慮している。シフト製にはしているが、隙間時間をうめる人数の確保や土曜日等、

	<p>結局、保育園同等に考えなければならない事がわかった。他保育園からの転入が多い。生活面はできているが、自分で考え友だちと一緒に遊び込むことがやや欠けている。これから本園でしっかり育てていきたい。</p> <p><b>1号と2・3号の違い</b> ①行事に対しての日程調整（1号の保護者と2・3号の保護者の生活スタイルが違うため）。②教職員がシフト制で動くことにより、全体の士気が分断され、教育・保育の意識の差が生じている。一体感が薄れてきている。③教育と保育の狭間で揺れ動いている。（子供の最善の利益ではなく、働く親の最善の利益となっている）④1号と2・3号の保護者の教育に対する意識が違いすぎる。⑤2号の保護者は市へすぐに苦情を出すため、教育部分ができにくい。市も「教育は押し付けるものではない。」などと言うため、今までのカリキュラムができなくなってきている。⑥全体的に補助金が減った。子どもの生活スタイル、家庭の基盤が違いすぎるため、幼児教育ができにくい。</p> <p><b>園児の預かり保育に関する職員負担の増加及び様々な事務処理の増加</b> ①（例えば預かり保育では幼稚園からの移行の為7～9時、15～17時の預かり保育の人数が2～3年前の約3倍に増え、土曜日となど休日だった日の預かり保育も増えたからであり、事務処理では今までは幼稚園として預かり保育の時間基準が1つでよかったが新制度では1号・2号の標準及び短時間・3号の標準及び短時間と基準が5つに増えたため預かり保育でも誰がどの基準に当てはまるかの分別が非常に大変になった）</p>
14	<p><b>給食提供の不安・課題</b></p> <p><b>3号認定子ども2人のための給食することに</b> ①幼稚園型認定こども園として4月から新制度に移行しました。1号認定82人、2号認定7人、3号認定2人でスタートしました。3号認定子どもへの自園給食が県条例で義務づけられているため、3号認定子ども2人のための給食をしなければなりません。これまで給食は外注でしたので、これは大きな誤算でした。</p> <p><b>土曜日・長期休暇の給食提供の不安</b> ①土曜日・長期休暇の給食提供の不安 ②給食の平日提供については、問題ないが土曜給食には苦心する。土曜は欠席者が多い、また1号認定の希望者も直前まで把握しにくいので、食材の調達に苦心する。細かい部分は常勤の栄養士を雇用することでカバーできている。③給食設備投資をしても、この少子化時代に子どもは入園してくれるのか心配。④自園給食の開始</p>
15	<p><b>人口減少の不安・課題</b></p> <p>①過疎に伴う園児の減少 ②地域で空き家や高齢化、少子化が進みまた、園の周りの道が狭いため遊びに来てくれる人が少ないことから新制度への移行に不安を感じています。</p>
16	<p><b>未満児保育が未経験であることの不安・課題</b></p> <p>①3歳未満児保育が未経験であること</p>
17	<p><b>自園としての不安・課題</b></p> <p>①発達障害およびグレーゾーンの子どもの増加により、配置基準の職員数だけで安全を確保しつつ、園としてどこまで対応できるかが課題。②人手が足りない、資金が足りない為に現状では大変難しい状況です。③0、1、2歳を受け入れていくと教員の労働時間の問題や行事内容等</p>



の見直しをせざるを得ず、教育の質の低下が懸念されます。幼稚園でやってきたことが移行したら出来なくなったのでは希望する教育を受けられないことにならないかと保護者から意見が出てきそうです。④認定こども園として、運営上の諸課題を協議し共通理解を図る園が少なく、情報交流の場が不足している。⑤加算分が年度末支払いになると不足する運営費を自園でまかなわなければならないが、銀行から一時的に借りる場合の利息分が負担である⑥保育時間の差による登園及び降園時間のチェックが困難。個人カード等での入退園時間チェックも考えてはいるが、コスト面で導入までに至っていない。良い方法があれば教えていただきたい。⑦保護者へ保育料のシステムを説明できるか不安。長野県では現行幼稚園の7～8割方が様子見。小さい子ども（0・1歳児）を幼稚園で預かることへのリスク⑧入園するにあたり、各幼稚園の特徴施設型か否か、認定子ども園と保育園の違いや同じ部分など保護者の理解が十分でないため、見学などの折り個々の説明に時間がかかる。⑨本来の窓口である市町村役場が本園と違う地域にあるために連携が難しいところが課題である。（福島県）⑩とにかく市町村対応と認定区分（保育料）変更の対応が大変です。⑪現在、事務員を2人おいていますが、手続きなどが間に合わず、休みの日も平日も関係なく夜遅くまで業務をしています。確実に回リません。せめて3人か4人は必要なのではないのでしょうか。⑫職員の待遇改善が思ったほどではないこと⑬保護者の所得に応じた保育費用と公立幼稚園や保育所の保育費用との差が不安です。⑭経営面がきつい状況のため、今後のどのように運営するのが一番良いのかを模索している。建物改築の補助金などもどの位出るのか？こども園移行も視野に入れて、何型が良いのかを考えている。現在幼稚園のため保育園機能を持たせるには資格はもちろんのこと保育園のノウハウを持っていないことが何より不安である。⑮事務量の増加から、マネジメント力のある職員の必要性をかんじることが採用するだけの資金的な余裕がない。⑯下の子を保育園に預け、上の子を幼稚園に預けるなど保護者の負担を考えると幼稚園で小規模保育事業を行うことは保護者にとっても安心であり負担軽減になると思うため、小規模保育事業の展開を考えているが、近隣で土地などの取得ができない。地価の高い地域であるため資金的に困難。市からの助成があればと思う。⑰1号の園児と2号の園児の教育課程の違いを明確にできないでいる。2号園児への保育の在り方に不安を感じるときもある。1号園児だけの場合より職員の負担が増えている。⑱幼稚園は、春、夏、冬と、お休みがありましたが今回保育園児についてはありません。その他土曜日にも保育をすることになり、長く幼稚園の先生をしている方が多く、年齢と共に不満も出ています。給与のベースアップではなく精神的なゆとりをなくしてしまうように考えている方が多く、あまり先生に魅力を感じなくなってしまった。⑲これまでの教育内容を継続していくためには、公定価格での運営は難しい。町でどれだけ負担して頂けるか、保護者負担はどれくらいになるのか？その結果現在の保育料よりも負担が多くなってしまい、ますます園児が減少してしまう恐れがある。予算の用途で、「公」の立場となるので、福利厚生や交際費（お中元お歳暮、お世話になった時のお礼等）が使えなくなるとこれまでの対応を変えなければならない。地域の中の幼稚園としてこれまで培ってきた「おかげさま」「お互い様」の温かい関係の構築も見直さなければならない。⑳「1、2、3号認定の認定書」の扱い。各保護者に届けているのですが、「大切に保管してください〇〇の場合は必要になります等々、渡す時に説明しているのですが、それでもなくした、とどこかにしまい、まぎれたと数名の再発行が有りました。保護者性格などにも原因はあると思いますが、「認定書」は「園の事務室管理」ではいけないのでしょうか。短時間保育と標準時間保育の変更もまだまだあると思いますし。㉑400人定員の園にとって、運営費がどの程度続く

	<p>のか。 ②保護者の都合によってばらばらに登降園する園児たちに、十分かつ適切な教育ができているかどうか、不安である。幼稚園としてきたことと、保育園としてしなければならないことの融合が課題だ。 ③園舎増改築後、認定こどもの移行を予定しておりますがどのようなスケジュールで何を準備するのか（例・・・園児募集、現保護者への説明、職員募集等）明確ではないことが不安材料です。 ④新制度に移行して、事務的な手続き・広報活動などを乗り越えてもメリットがあるかどうか確信が持てない。市当局に、新制度に精通した担当者がいるかどうか分からないので、十分に対応してもらえるかどうか安心できない。27年度に実施した幼稚園の事例報告が、進行中のものでもよいので聞きたい。 ⑤市内ではまだ移行している園が少ない。移行した場合、園、保護者へのメリット、デメリットはどんなことがあるのか。すでに認定こども園へ移行した園が抱えている課題や状況を知りたい。事務内容が大幅に変わることによる不安がある。（現状の事務体制で対応することができるのか。） ⑥保育の必要のない2歳児（4月から満3歳の誕生日を迎えるまで）が、宙ぶらりんで困っています。今後宙ぶらりんではなくちゃんと存在させてあげたいです。 ⑦現在の所、市は国の基準のみで運営費の支給等を設定している為、現状では移行に値する事が出来ない事が判断された。</p>
18	<p><b>自園として特に不安・課題はない</b></p> <p>①スムーズに移行できたと思います。 ②当園は、保護者の皆さんからの質問もほとんどなく、スムーズに移行することができた。ただ、年間を通した補助金額が未定であるので、今年度が終わるまで、不安である。 ③私どもの園はすでに移行しているので不安があったとしても後戻りできない。認定こども園のみならず、保育所主導の保育の世界にならないように、幼稚園もより真剣に道を切り開いていく必要がある。 ④幼稚園としていかに保護者にアピールできるかを模索中。 ⑤移行に伴う多くの変更への対応は大変だったが、窓口が市町村に一本化され今後楽になっていきそう。 ⑥27年度は移行しませんが、28年度については検討中です。 ⑦現在の時点では、新制度への移行の予定はありません。もうしばらく様子をみながら、このままやっつけていこうと思っています。</p>

## 新制度への質問的な意見

**施設整備補助体制はどのようなのでしょうか？** ①制度を活用しての、改築と補助金の関係をしっかり確認したい。 ②一番大きな心配は、移行にあたって、園舎の改築を考えていますが、どの程度の補助金が見込めるかという事です。行政の担当者からは、予算の範囲内で行うため、希望する園が複数ある場合は、プレゼンなどをして選考するということですが、どちらの方向に行くかの見通しがきかないところが大きな不安の要素です。 ③減価償却費加算との関係はどうなりますか？施設整備費補助金と減価償却費加算の途中での乗り換えはできるのでしょうか？

**幼稚園型、幼保連携型の違いは何でしょうか？** ①幼稚園型、幼保連携型等の対応が同じなのか？

**主幹保育教諭を補助する2名は無資格でも可でしょうか？** ①平成27年3月10日付「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（案）について」（39ページ、療育支援加算の加算要件）で、「障害児を受け入れている施設において、主幹保育教諭等を補助するもの（注4）を配置し、地域……。注4：非常勤職員であって、資格の有無は問わない。」とあるのですが、これは公定価格の主幹保育教諭の加算条件の主幹教諭補助2名のことを指しているのでしょうか。もしそうだとするならば、主幹保育教諭を補助する2名は資格を持っていなくても良いと判断しても良いのでしょうか。

**教育補助者の定義は？** ①認定こども園公定価格試算シート加算適否確認表シートにおいて、教育補助者の人数・時間を聞かれています。教育補助者とはどのような役職の人でしょうか。保育教諭免許の保有者のみなのか、免許の保有していないものも数え上げて良いのでしょうか。

**認定こども園になったとき、幼稚園の定員数の変更は必要でしょうか？** ①幼保連携で保育園部を新たに開園した場合、保育園の定員数がどのように決まるのか。又幼稚園の定員数の変更が必要か。

**満3歳になり1号で入園する子どものクラスの保育教諭の必要数は？** ①年少児クラスに入れる場合：現在クラスに21名の園児が在籍 担任1名と補助1名（6時間勤務パート）でみています。このクラスに入れるなら、先生数はこのままでよいのか？ ②3号児と一緒にする場合、2歳児（3号認定）の子どもと一緒にすると先生の数はどうしたらよいか？（保育士募集が難しいので）。

**特別保育等の人数等変更時に、追加の補助等は受けられますか？** ①特別保育（延長保育・一時預かり・保育所地域活動事業）等の人数等変更があった場合、追加の補助等は受けられるのか？

## その他

①幼稚園の母体はそのまま、預かり保育部分のみ、新制度の一時預かり事業（幼稚園型）に移行した。しかし、そのようなケースが全国的に少ないということで、補助金対象になる部分（対象児、職員など）がはっきりしていない。また、無資格者に対して研修を受講すれば、職員としてカウントできるという説明があったが、研修の日程等の情報が入ってこない。 ②現在、市町村の役場が本園と違う地域に仮役場としてあるために連携をとることが難しい。 ③幼稚園型こども園に移行した。新制度になって何が変わったかよくわからない。2・3号児について、市の側から指示などが無い。これまでの記録やチェック表などは独自で作っている。 ④市の係の構

成が最初に説明されるといい。一段階終ると担当者が替わっていった。申請のための必要書類の全体が最初にわかるといい。提出するたびに、新たに揃えるものがでてきて困った。⑤認定こども園の返上をしたいと申し出たが、補助金を理由に断られた。⑥こども園運営に対する今後の助成の方向性が見えない。⑦こども園を設立する場合、近隣の方の承認の印鑑や駐車場の確保などハードルが高い。郊外での展開は可能だが、中心部では困難。すでに幼稚園を運営しているのだから、新たな設置ではないことを加味していただきたい。⑧小規模保育事業にかかわる施設整備補助が全くでない。市はこれまでの流れから保育園の建築をすすめている。⑨補助金が増えればいいと思います。⑩K市在住の園児は補助金がもらえますが、他の市・町・村の住所が移った時、同幼稚園でありながらその子だけが補助金をもらえるようになること。⑪こども園に移行するのであれば、新制度について全面的に協力しえもらえるが、幼稚園型になる場合は協力が無い。⑫保育料の集金は、保育所と同様各市町村でやるべきだと思います。行政の窓口も、そのほうが事務手続きもやりやすいと思いました。⑬お寺の幼稚園のため、昔から地域密着型となっている。今後もそのような形で進められるよう努力していきたい。⑭経済の状況の合った保育料の算定がなされていないと思う。規模が小さいにもかかわらず、逆転現象が起きている。⑮1号認定こどもの利用者負担は25,700円と言うことで、上乗せ徴収は考えていませんでしたが、N市では当園の1号認定こどもに対する利用者負担を3歳児は25,700円よりも多い金額にしていますが、4.5才は24,600円としています。当園が予定していた金額より1,100円も低い価格です。市の担当者に聞くと、利用者負担25,700円は保護者が負担する最高限度額で保護者負担分と市からの給付の限度額ではない。加算分を今後どの程度にするかは検討中だという返事でした。利用者負担のダブルスタンダード売りの時と買うときの升が違うという感があります。⑯収支が見えにくい幼稚園型は相変わらず幼稚園(1号認定児)への養護児加配が認められない。⑰2号の活動は1号に合わせている。午後の活動は園独自の方法で行っている。2・3号の情報が入らなくなった。⑱認定こども園制度が出てきたのは、財政面で幼保一体化として生まれてきたもので、預かり時間等で幼保均一化が進みつつあるので、幼稚園と保育所と財政援助を一律に(一体化)してほしい。幼保の格差があまりにもひどい。⑲市行政の中での担当部署が物理的(市・区・情報処理センター)にも、業務内容的にも、統一されておらず、連絡・確認等に時間、労力がかかり、施設側が大きな負担を強いられている。保育課、幼児教育課の組織は実質的に未だ、二分されおり、行政内部では、それぞれの担当業務に追われている状況が見られる。⑳入園決定までの時間的措置・申請などの書類の不備・施設などに対する補助がほとんどない・公定価格及び市の単独補助に関する不透明さ㉑私学助成型を希望しているので、特に問題はありません。ただ、町唯一の私立である本園ですが、広報誌への掲載等で連携が希薄のため、町・保護者・園の情報共有に課題がある。㉒2歳児を取り込む形での認定こども園経営が始まりましたが、現在10名の2歳児に正担任2名、副担任2名の計4名体制を取っております。財政面でのバックアップをお願いします。㉓制度が一本化しても補助対象項目が1号2号で違う(金額相違はわかるが)のがおかしい。国が補助金交付できないのなら、市区町村で補填してほしいと希望したが、市区町村側には理解、意識がない。今まで、幼稚園として市区町村が交付していた補助金が、公定価格に含まれているという理由(何かは説明なし)で交付しなくなった。あくまでも、公定価格は国から提示されているので、市単独で予算をつけてもいいと感じる。同じように保育所の運営費も同じことになっている。算出してみると、減額となっている㉔新制度について福祉と市教育委員会の連携がとれていない。施設側が、その都度支障があ

る度に指摘したり、間をつなげたりしている現実である。 ㊤28年度幼保連携を準備している。0～5の発達を捉えた就学前教育という点では大いに意味があるが、発達の捉え方として従来の0～2+3～5よりは0～1・2～3・4～5の方がいいようにも思われる。
--

本アンケートは平成27年5月実施

# テーマ 「地方における市町村・県・国への 振興策の事例と現状について考える」

政策委員 平栗光弘（福島）

平成27年4月からスタートした、子ども・子育て支援法が施行され、全国の私立幼稚園・既存型認定こども園が新制度へ移行することとなりました。しかしこの制度はいくつかの大きな問題点を残したままのスタートとなり、地方行政機関や利用者への浸透が行き届かず利用者負担が決まっていなかったりまた、大規模園と小規模園との傾斜配分に問題を抱えたまま運営を余儀なくされました。

平成28年度、29年度には新制度への移行が進むと思われるため、新制度を検証しながら「安定した経営基盤の確立」「処遇改善に向けた取り組み」「幼児教育の質の向上」のため、市町村・議会対策が必須となります。また、私立幼稚園の存続に向けて「幼児教育振興法」の制定、並びに「幼児教育の無償化」の拡充など幼児教育を取り巻く環境の変化に、各都道府県の設置者・園長・PTAが一体となって国・県・市町村に働きかけができるように取り組んでいくことが重要です。

## 福島県の市町村



## 1、福島県私立幼稚園連合会各方部の組織

県北方部(30園)	→	福島市 二本松市 伊達市 本宮市
認定こども園移行状況 (幼保連携 2園・幼稚園型 4園・施設型 1園・幼稚園 21園)		
県中方部(33園)	→	郡山市
認定こども園移行状況 (幼保連携 0園・幼稚園型 0園・施設型 0園・幼稚園 33園)		
県南方部(17園)	→	須賀川市 白河市 田村市 鏡石町 三春町 石川町 矢吹町 西郷村
認定こども園移行状況 (幼保連携 8園・幼稚園型 0園・施設型 0園・幼稚園 5園)		
会津方部(19園)	→	会津若松市 喜多方市 会津美里町 南会津町
認定こども園移行状況 (幼保連携 3園・幼稚園型 6園・施設型 4園・幼稚園 6園)		
いわき方部(37園)	→	いわき市
認定こども園移行状況 (幼保連携 2園・幼稚園型 1園・施設型 2園・幼稚園 32園)		
相双方部(9園)	→	南相馬市 相馬市 富岡町 浪江町
認定こども園移行状況 (幼保連携 0園・幼稚園型 0園・施設型 1園・幼稚園 8園)		

## 2、平成26年度県連合会主な振興対策等の実施状況

- ① 中央要望 →
  - A. 被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例交付金の継続
  - B. 幼児教育無償化に向けての懇談会(県選出国會議員)
- ② 県への要望 →
  - A. 県予算編成に対する要望聴取(県知事)
  - B. 県運営費補助金の増額要望
  - C. 請願書県議会への提出  
「心身障がい児補助」「子育て支援推進事業」助成充実  
「私立幼稚園に対する運営費補助の増額」【採択】
  - D. 県議員との懇談会
- ③ 市町村への要望 →
  - A. 幼稚園等に関する市町村実態調査

### 第40回 福島県私学振興大会要望事項

私立幼稚園に対する運営費等補助金の増額及び「心身障がい児教育」「子育て支援推進事業」の助成充実並びに「被災私立学校復興支援事業補助金」の継続について

#### 1、教育環境の向上のための運営補助金の増額を

幼稚園は、子どもたちの「育ち」にとって重要な幼児教育を実施してきました。それは、学校として教育基本法の枠の中で、人格形成において、重要な時期に教育を受けることによって形成される健全な成長の礎となっています。また、それぞれ建学の精神を基本理念とする私学は、時代の変化や文化に対応した幅広い教育を実施してきました。しかしながら保育料の公私間格差は大きなものとなっているのが現状です。

現在の私立幼稚園の水準を維持し、特に原発事故後高まっている保護者の「安全・安心を願う思い」に十分に答えることができる環境を維持発展させるために、運営費等補助金の増額を要望

いたします。

## 2、心身障がい児教育補助金の助成充実を

近年多くの幼稚園に特別な教育支援と配慮を必要とする園児が在籍しています。その割合は年々増加し、各園では専門職員の配置や担任の加配によって、支援を要する子どもたちに対応しています。しかし、現在の制度においては明確に「診断書」「手帳」がなければ補助金の対象になりません。幼稚園児の年齢は保護者が変化に気付き始める時期です。

3歳入園後に気付き始め、4歳になって診断を受ける決意を持ち、診断が出るのが5歳という事例が多くあります。その間、園においては子どもに対して十分な対応が困難な環境にあります。精一杯の対応をしています。この現状を踏まえて、子どもや保護者に十分な対応ができるよう「心身障がい児教育費補助金」の拡充をお願いいたします。

## 3、子育て支援推進事業補助金の助成充実を

県内の幼稚園児の約70%は私立幼稚園に通っています。これは、私立幼稚園の持つ幼児教育への取り組みが多く保護者の方々の支持を受けている結果だと思えます。しかし、就労を希望する保護者も増えてきたため、県内ほぼすべての幼稚園で「預かり保育」を実施しています。

幼児教育の充実のため、担任教師とは別に預かり保育のための職員を雇用している園も多くあります。さらに、未就園児のための親子教室を実施して、子育て支援の充実を図っています。

従来の標準時間とは別の子育て支援のための様々な取り組み強化のため、「子育て支援推進事業補助金」の充実を求めます。

## 4、「被災者私立学校復興支援事業補助金」の継続を

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、園舎・設備の被害を受けた幼稚園がたくさんありました。地震の被害ばかりでなく、放射能に対する子どもや保護者への「安心・安全」の確保のため、除染や放射能検査という従来行っていなかった対策の必要があります。自主避難した子どもや保護者は徐々にに戻りつつありますが、まだまだ震災前の状況に回復するには多くの時間を要します。今年度を期限として実施されるこの補助事業は、この4年間、全ての園を支えてくれました。けれども、原発の状況は大きな進展は見られず、廃炉の目途も立っていません。この状況下において、福島幼稚園が抱える課題は多くあります。

本当の意味での復興のため、この補助金の継続を要望します。

## 3、各方部における振興対策事例

### ◆ 県北方部

伊達市においては、私立幼稚園2園、学校法人立認定こども園2園の状況の中、私立幼稚がそろって施設給付を選択することによって、保育料を公私同額の5,700円と設定されるなど、1号認定の子を持つ保護者はどの幼稚園・こども園に入園させても保育料は同額となりました。

幼児教育の充実と、保護者負担軽減を新制度に合わせて進めることができたことは、大きな成果と捉えています。



これは他市の振興対策においても、実例として参考にさせていただけると考えています。

## ◆ いわき方部

毎年11月にいわき市私立幼稚園協会PTA連合会では「PTA大会」を開催し、振興活動を行っています。この大会は協会加盟の37園のPTA役員と保護者の代表が一堂に会し、市長・市議・県議・国会議員を招いて、私立幼稚園PTA連合会の要望議案の説明及び採択を行い、市当局に対し陳情することが恒例事業になっています。また大会終了後、市長、教育長、市議会議長を訪問しPTA役員より要望書を手渡すことで幼稚園協会とPTAの連携がより効果的と考え例年実施しています。

手渡すことで幼稚園協会とPTAの連携がより効果的と考え例年実施しています。

◎ また、いわき市からの私立幼稚園への私学助成については、普段から格別のご配慮を頂いておりますが、いわき市の復旧復興を担う将来の人材作りのための助成の充実と拡充、いわき市のさらなる発展につながると確信して、以下の要望をいたします。

- 1、私立幼稚園に通う園児の保護者への教育費負担の軽減
- 2、放射能による園児減への継続的な支援
- 3、子ども子育て支援新制度の丁寧な説明と公私、幼保格差の無い制度
- 4、新制度に移行しない私立幼稚園への私学助成の充実
- 5、私立幼稚園教諭の待遇改善のための助成

◎ 新制度への市の対応

1. 市から私立幼稚園向けの説明会がH26. 8月にあり、各園の新制度に対する意向調査が8月末締切で実施された。
2. 10月に、小規模保育の実施に向けた説明会が施設(幼稚園・保育所・無認可保育所)ごとであり、申請の手続き等が示された。

◎ 子ども・子育て会議について

- ・ 26年度は、「いわき市社会福祉審議会児童福祉専門部会(子ども・子育て会議)として、8回開かれ、急ピッチで「いわき市子ども・子育て支援事業計画(いわき市子ども未来プラン)」作成されました。その間、「量の見込み」のなかで私立幼稚園が預かっている未就園児(3歳未満児)の数がかなりの数ということがわかって、確保方策の計画の練り直しがありました。

△上記の会議における幼稚園の要望事項

1. すべての子どものための制度であるので、いわゆる4号の未就園児にも支援を明確にすること
2. 公私間の保育料の差をなくすこと

## ◆ 会津方部

平成27年度から、各幼稚園の判断で新制度に移行するようになっていますが、会津方部では少子化が進み、定員を大きく下回る園が認定こども園にかじを切る傾向が見られた。

これまでは関わりが薄かった市当局が監査、補助金等の支給事務を行うことになるので、今まで通り運営費補助が維持されるのか、また、この制度をわかりやすく市民に周知することもなっかため、不安を抱えています。

新制度においても、保護者が建学の精神に基づいた質の高い教育を選択できるよう「子ども子育て会議」で十分に議論され、幼児教育の振興がはかれるよう下記の要望をいたします。

**1、幼稚園運営費補助等及び就園奨励費補助の継続をお願いいたします。**

私学助成のまま残る園に対して、運営費補助や就園奨励費を充実し継続を要望します。

**2、1日4時間の教育を必要とする1号認定のこどもの保育料負担を2号・3号の子どもの保育料負担と同程度減免する措置をお願いいたします。**

**3、利用手続きの簡素化のために、1号、2号、3号全ての認定区分の子どもについて施設を通して利用手続きが行えるようお願いいたします。**

2号、3号認定区分については、市の需要調整となり希望する幼稚園に入れるかどうかわからない仕組みとなっており改善をお願いいたします。

**4、1号認定区分については、公立と同様に保育料の緩和策として補助をお願いいたします。**

会津若松市の人口統計 人口総数 121,389人									
出生数	22年度	1,028人	23年度	993人	私立幼	22年度	1,778人	23年度	1,727人
	24年度	971人	25年度	947人	園児数	24年度	1,801人	25年度	1,792人

**◆ 県中方部(郡山市)**

**◎人口の推計値**

年号	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人口	334,783	327,445	324,284	323,26	322,282	321,294	320,119	318,243	316,694

1万人減

2万人減

**◎子どもの人口見込**

年号	H27	H28	H29	H30	H31
0～5歳	15,639	15,547	15,500	15,415	15,113
小1～小6	16,590	16,240	15,911	15,568	15,415
<b>計</b>	<b>32,229</b>	<b>31,787</b>	<b>31,411</b>	<b>30,983</b>	<b>30,528</b>

人口の減少は東京電力福島第一原子力発電所事故後に大幅に減少した。出生率も全国平均ではゆるやかに上昇にあるが、本県、郡山市は下降傾向にある。約1千人減

**郡山市の取り組み状況**

平成26年度の主な活動は、前復興大臣・前総務大臣が視察のため来県された際、幼稚園協会と懇談の時間を取っていただきました。

その際、福島第一原子力発電所事故のため、被曝を恐れた妊婦や子どもを持つ親が自主避難や県外移転を余儀なくされ、休退園者が続出し郡山市内の幼稚園では1クラス2クラスと減少していく毎日でした。このように園児減少による運営費収入減になっている窮状を訴え、併せて放射能に汚染された屋外遊具の更改と避難準備区域内の再開できない幼稚園の支援のため、「被災私立学校復興支援補助事業」の継続をお願いいたしました。

また、郡山市対策として市議会議長・文教福祉常任委員長との懇談を持ち、子ども子育て支援新

制度概要説明や制度の問題点並びに幼稚園協会としての今後の意向を説明をしました。

11月には、郡山市私立幼稚園の要望書を作成し、郡山市長、子ども部長、市議会議長、教育長を訪問し、下記の10項目の要望書の説明と幼児教育の在り方について、市議会や市当局で検討いただくようお願いしてきました。

## 1、子ども子育て支援新制度について

- ① 子ども子育て支援法第3条では、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者が幼稚園を選択できるようにするよう定められています。

つきましては、33の幼稚園がそれぞれ独自の教育目標を掲げ特色ある園の運営を行っておりますので、新制度に移行してもこのことにご配慮下さるようお願いいたします。

- ② 新制度における施設型給付対象幼稚園の保育料や一時預かり事業の利用者負担は、市町村が利用額を設定することになっています。設定に当たっては保護者にとって過度な負担とならないようご配慮下さい。

## 2、東京電力福島第一発電所の水素爆発による放射線への対応について

- ① 除染について

市内各地域の除染も着々進行中であり、環境放射線量も低減傾向にあります。しかしながらいまだ放射能の不安を持つ保護者が多いことも事実です。今後とも、幼稚園の除染については推移を見ながら特段のご配慮を賜ります様お願いいたします。

- ② 遊具の更新について

平成26年度までに復興予算で7園更新されているが、残りの幼稚園に対しても早期に更新をお願いします。

- ③ 体育施設の開放について

園庭の放射線量が国の基準を下回っても屋外で遊ぶことに健康への不安を感じる保護者が多数いるため、体育施設の開放を継続して実施をお願いいたします。

## 3、私立幼稚園運営費補助の拡充について

本市の未来を担う子どもの育成を図るためには、教諭の資質の向上、教職員の加配、教育環境の整備が重要です。今後も幼児教育の進展に大いに寄与したいと考えますので、更なる運営費補助について特段のご配慮をお願いします。

## 4、幼稚園の保育料の無料化(幼児教育の無償化)について

少子化が進む中、子育ての最大の課題として経済的負担の軽減を求める意見が多数です。無料化が実現すれば保護者負担が軽減され少子化対策や幼児教育の充実につながります。郡山市において第一子保育料の無料化と軽減を実施されましたが、今後も拡充をお願いします。

## 5、心身障がい児教育に対する助成の充実について

幼稚園における担当補助教員を加配できる制度や、各幼稚園を巡回できる保育課カウンセラーの配置ができるようお願いいたします。

## 6、5歳児検診の実施について

3歳児検診後から就学時までの間、軽度発達障がい児などの早期発見の機会がないため、新た

に5歳児検診の制度を設けていただき、早期発見・早期支援を行うかにより、就学に向けてのスムーズな連携となるため配慮をお願いします。

#### 7、私立幼稚園協会幼児教育センター及び教員研修費の充実について

本市の幼児教育の一層の充実と、質の高い教育を提供するため各種の研修会を充実させ、実施していくことが急務となっておりますので、教員研修補助の充実をお願いします。

#### 8、郡山市私立幼稚園が市の施設を借用する場合の優先順位や減免措置への配慮について

幼稚園が使用する体育館等の予約を優先的に行っていただきますとともに、会場使用料につきましても、減免が適用されるようご配慮願います。

#### 9、保育所と幼稚園の年齢のすみわけについて

待機児童解消のための方策といたしまして、保育所0～2歳、幼稚園は3～5歳というように、保育を主とする年齢層と教育を主とする年齢層をすみわけすることで、良質の保育、教育の提供を受けられるシステムを、郡山市独自で構築していただきます様をお願いします。

### ☆ これまでの成果

#### \* 運営費補助金の推移

22年度園児割補助単価	→	13,800園 (1,000円アップ)
25年度園児割補助単価	→	15,800園 (2,000円アップ)

#### \* 施設整備関係

- 郡山市親子ふれあい文庫補助金
- 郡山市私立幼稚園安全安心拠点化補助(AED)
- 原子力発電所事故による遊具等の更改
- 市管轄の屋内運動施設利用可能になる。
- 園庭、園舎周りの再除染

### ☆ 今後の振興政策について

私たちは、幼稚園や認定こども園といった教育の場を介して、日本の担いである子どもたちを幼児期に、生活や遊びといった直接的・具体的な体験をとして、豊かな感性、好奇心、社会性、探究心を育むことができるよう、常日頃から努力しているところです。

しかし、幼児教育を取り巻く環境は欧米諸国に比べ、教育費の問題や国の政策が充実しているとは言い難い現状にあります。

27年4月からは、国の肝いりである子ども・子育て支援新制度が始まりましたが、新制度に移行した全国の皆さんから、治自体の対応の可否や制度の問題点、不備が多く寄せられ、混乱の中、大変ご苦労されたことがうかがえます。

全日では幼児期から文部科学省での教育行政の確立が重要であることから、「幼児教育振興法」の制定に向け鋭意努力され、幼児教育にとって法制化されることの意義は絶大です。

私たちもこの趣旨に沿って幼児教育の振興に向けて力を合わせていかなければなりません。

郡山市私立幼稚園協会では、幼児教育振興会(仮称)を今立ち上げようとしています。

これは、幼稚園・認定こども園が建学の精神に基づき特色ある教育活動が行えるよう、PTA連合会とともに幼児教育の充実、振興を図るため必要と考えて発足するものです。

振興会の目的(郡山市私立版)

- ① 幼児教育の質の向上
- ② 質の高い幼児教育の提供体制の確保
- ③ 幼児教育の段階的無償化の推進
- ④ 幼児教育の充実のための財政支援の充実
- ⑤ 子ども・子育て新制度の検証

以上の取り組目標を掲げ、10月中旬に立ち上げを行います。

#### ☆ 認可外・認可保育園・幼稚園・認定こども園の連携について

この連携については同じ市町村内の子ども子育てについて、単一団体の考え方で行政と問題解決の折衝を行っている状況にありますが、子ども子育てに対する認識や思いは共通している部分が多くあると思います。

少子化に向かって、日頃から横の連携を密にして行っていくことがその市町村に合った理想的な子育てや幼児教育を継続できる早道だと考えています。

三つの組織が特徴を尊重して行政に働きかけをしていくことが、これからの効果的な政策課題ではないかと思っています。

若手後継者が中心となり、処遇改善に向けた取組みと提言を国にしていきます。

これは郡山市(中核市)から小学校の教諭との給与格差が大きくなっている。

将来、子ども達が国を担う人材として幼児教育からスタートしていくためには、情熱のある先生が幼児教育に携わってこれるよう給与に国庫補助をつけていただき、準公務員化をしていきたい。

# 都道府県政策担当者会議

政策委員発表資料

## 愛知県の振興状況

平成27年10月15日

葵名和幼稚園 川杉省三

### 愛知県の市町村



#### ○尾張地方(名古屋)

- ・名古屋市

#### ○尾張地方(尾張)

- ・一宮市 ・瀬戸市 ・春日井市 ・江南市
- ・小牧市 ・稲沢市 ・尾張旭市 ・岩倉市
- ・豊明市 ・日進市 ・清須市 ・長久手市
- ・東郷町 ・豊山町 ・大口町 ・扶桑町
- ・北名古屋市

#### ○尾張地方(海部)

- ・津島市 ・愛西市 ・弥富市 ・あま市
- ・大治町 ・蟹江町 ・飛島村

#### ○尾張地方(知多)

- ・半田市 ・常滑市 ・東海市 ・大府市
- ・知多市 ・阿久比町 ・東浦町 ・美浜町
- ・武豊町 ・南知多町

#### ○三河地方(西三河)

- ・岡崎市 ・碧南市 ・刈谷市 ・豊田市
- ・安城市 ・西尾市 ・知立市 ・高浜市
- ・みよし市 ・孝田町

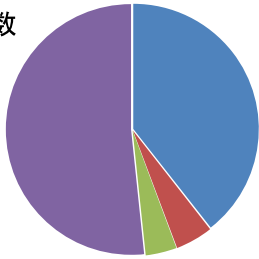
#### ○三河地方(東三河)

- ・豊橋市 ・豊川市 ・蒲郡市 ・新城市
- ・田原市 ・設楽町 ・東栄町 ・豊根村

## 愛知県の人口と幼児人口

平成27年9月1日現在、愛知県の人口は7,459,295人。前年同月に比べ16,100人増加している。幼児人口(3～5歳児)も前年比1,219人増加している。

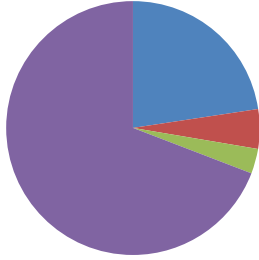
県下幼児数



県下の幼児数(3～5歳) 208,538人

■ 私立幼稚園の園児数	82,211人
■ 公立幼稚園の園児数	10,125人
■ 認定こども園の園児数	8,430人
■ 保育園その他の幼児数	107,772人

県下施設数



県下の施設数 1,834園

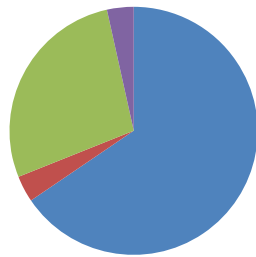
■ 私立幼稚園数	415園
■ 公立幼稚園数	92園
■ 認定こども園数	58園
■ 保育園その他数	1269園

認定こども園		58園	
幼保連携型	38園	幼稚園型	2園
保育所型	16園	地方裁量型	2園

\*この内 私立幼稚園から移行した認定こども園 (13園)

-2-

認定こども園形態



愛知県の認定こども園数 58園

■ 幼保連携型	38園
■ 幼稚園型	2園
■ 保育所型	16園
■ 地方裁量型	2園

幼保連携型

学校法人	12園
社会福祉法人	25園
公立	1園

幼稚園型

学校法人	1園
公立	1園

保育所型

社会福祉法人	4園
宗教法人・個人	6園
公立	6園

地方裁量型

株式	1園
個人	1園

\*その他に施設型給付を受ける学校法人立幼稚園 7園

-3-

# 今年度の振興活動

## 1. 認定こども園部の新設

- ① 昨年までは振興部で私学助成と公定価格の対応をしていたが、なにかと不都合が生じることから、新制度への対応と市町村対策強化のために、「認定こども園部」を新設する。
- ② 新制度の問題点

## 2. 私学助成拡充のための振興活動

- ① 愛知県の経常費算出方式
- ② 経常費増額のための陳情活動

-4-

## ② 新制度の問題点

### 1 新制度へ移行する私立幼稚園が少ない

- ・平成26年度には幼保連携型認定こども園は17園あったが、新制度スタート後11園が返上した。その後7園移行し、新制度での幼保連携型認定こども園は13園となった。移行前より減ったことが大きな問題である。
- ・移行する私立幼稚園が全くない自治体が多く、公定価格等の制度、利用者負担額の検討が不十分になっている。国基準の利用者負担額を提示している自治体も少なくないので、現行の授業料より高い利用者負担額となってしまうところも出ている。懸念されていた逆転現象等の問題が明らかとなった。
- ・利用定員の多い園は収入減となるため、様子見をしている施設が多い。

-5-



## 各市町村利用者負担額

市町村名	所得割額世帯	1号	2号
名古屋市	211, 200円以下	19,300	25,400
	211, 200円以上	21,900	28,500
豊橋市	211, 200円以下	13,400	18,400
	211, 200円以上	18,600	19,300
田原市	211, 200円以下	14,800	22,100
	211, 200円以上	18,600	24,900
岡崎市	211, 200円以下	13,100	20,700
	211, 200円以上	17,400	21,300
幸田町	211, 200円以下	13,100	21,500
	211, 200円以上	17,400	25,000
知立市	211, 200円以下	20,500	16,100
	211, 200円以上	25,700	16,600
一宮市	211, 200円以下	13,600	
	211, 200円以上	18,800	
尾張旭市	211, 200円以下	16,000	
	211, 200円以上	21,000	
瀬戸市	211, 200円以下	15,000	21,000
	211, 200円以上	20,000	21,000
東海市	211, 200円以下	20,500	19,900
	211, 200円以上	25,700	20,900
知多市	211, 200円以下	17,900	21,000
	211, 200円以上	23,100	21,700
大府市	211, 200円以下	20,500	
	211, 200円以上	25,700	
常滑市	211, 200円以下	17,000	
	211, 200円以上	21,400	
春日井市	211, 200円以下	20,500	19,100
	211, 200円以上	25,700	19,800
豊川市	211, 200円以下	15,200	
	211, 200円以上	18,600	
津島市	211, 200円以下	20,500	
	211, 200円以上	25,700	
大治町	211, 200円以下	18,500	19,600
	211, 200円以上	22,800	22,900
愛西市	211, 200円以下	17,100	19,400
	211, 200円以上	22,300	21,600

市町村名	所得割額世帯	1号	2号
蟹江町	211, 200円以下	14,100	22,140
	211, 200円以上	19,300	22,140
弥富市	211, 200円以下	11,100	16,000
	211, 200円以上	12,400	17,900
豊田市	211, 200円以下	8,000	8,000
	211, 200円以上	8,000	11,500
犬山市	211, 200円以下	7,000	
	211, 200円以上	7,000注	
大口町	211, 200円以下	14,300	
	211, 200円以上	17,900	
江南市	211, 200円以下	15,000	
	211, 200円以上	20,000	
稲沢市	211, 200円以下	15,000	
	211, 200円以上	20,200	
小牧市	211, 200円以下	15,500	17,800
	211, 200円以上	17,800	17,800
北名古屋市	211, 200円以下	16,000	21,600
	211, 200円以上	21,200	23,500
豊山町	211, 200円以下	20,500	17,700
	211, 200円以上	25,700	18,300
みよし市	211, 200円以下	20,100	
	211, 200円以上	23,650	
日進市	211, 200円以下	16,800	20,600
	211, 200円以上	22,000	22,000
長久手市	211, 200円以下	14,800	
	211, 200円以上	20,000	

\* 2号認定 ・4歳児以上の短時間保育の額  
 ・所得割額階層は1号の近似値階層の額

-6-

## 2 給付の体制が不十分

- ・自治体の認識があまく、請求方法が確立していない。
- ・広域請求する場合、自治体間の連絡が出来ていない。
- ・加算請求に関して、自治体の理解不十分のために加算請求が認められないケースがある。また基本部分のみ給付され、加算部分の給付がない自治体も数多くある。
- ・小規模園が財政面で有利と判断し移行に踏み切ったが、安定的な給付がされないことが不安。

-7-

### 3 公定価格の算定基準である地域区分

- ・大都市と周辺地域の格差が大きく、公定価格単価に差が生じるだけでなく、教員の確保に困難を極めることが懸念される。

### 4 利用者負担について

- ・市町村の格差があまりにも大きい。1号認定では、上は国基準の25,700円から下は8,000円。共通の制度のはずが、同じ県内でこの差はおかしい。
- ・認定の種類によって利用料の減額率が違うことや、一号認定に給食費が含まれないことも不平等ではないか。
- ・公私間格差、私私間格差は利用者の不審感をまねく。市町村の財政力による格差は国が関与し公平にすべきである。

-8-

### 現行制度と新制度における保護者負担比較

例) 4歳児・市民税所得割額211,200円以下(年収680万以下)の世帯  
 \* 幼稚園保育料は平成26年度 愛知県私立幼稚園平均額(入園料を1/36で含む)  
 \* 幼稚園保育料には給食費は含まれていない。(1ヶ月約4,000円)

名古屋市

		私立(実態)	1号	2号(短時間)	2号(標準時間)
国基準額または現行保育料	A	20,808	20,500	40,900	41,500
就園奨励費補助金	B	5,183			
市独自補助金	C		1,200	15,500	15,700
給食費	D	4,000	4,000		
実保護者負担額 E = (A - B - C) + D		19,625	23,300	25,400	25,800

岡崎市

		私立(実態)	1号	2号(短時間)	2号(標準時間)
国基準額または現行保育料	A	20,974	20,500	40,900	41,500
就園奨励費補助金	B	5,183			
市独自補助金	C		7,400	20,200	18,800
給食費	D	4,000	4,000		
実保護者負担額 E = (A - B - C) + D		19,791	17,100	20,700	22,700

豊橋市

		私立(実態)	1号	2号(短時間)	2号(標準時間)
国基準額または現行保育料	A	18,370	20,500	40,900	41,500
就園奨励費補助金	B	5,183			
市独自補助金	C		7,100	20,000	20,300
給食費	D	4,000	4,000		
実保護者負担額 E = (A - B - C) + D		17,187	17,400	20,900	21,200

豊田市

		私立(実態)	1号	2号(短時間)	2号(標準時間)
国基準額または現行保育料	A	18,211	20,500	40,900	41,500
就園奨励費補助金	B	5,183			
市独自補助金	C		12,500	32,900	30,000
給食費	D	4,000	4,000		
実保護者負担額 E = (A - B - C) + D		17,028	12,000	8,000	11,500

-9-

## 現行水準ベースと幼稚園(教育標準時間認定1号)の比較

処遇改善加算8%

3/100地域

園児数	授業料	入園料	経常費補助 金園児単価	収入計	施設給付 算定額	差引増減	チーム保 育の人数
105	19,000	33,000	201,215	46,226,250	55,656,930	9,430,680	2
135	19,000	33,000	193,750	58,421,250	64,311,030	5,889,780	2
165	19,000	33,000	186,250	70,166,250	73,728,270	3,562,020	3
195	19,000	33,000	178,750	81,461,250	81,636,360	175,110	3
225	19,000	33,000	172,750	92,643,750	89,352,900	-3,290,850	3
255	19,000	33,000	168,250	103,848,750	97,012,200	-6,836,550	3
285	19,000	33,000	163,750	114,783,750	109,458,810	-5,324,940	4
315	19,000	33,000	159,250	125,448,750	112,364,280	-13,084,470	4
345	19,000	33,000	154,750	135,843,750	123,065,640	-12,778,110	4

○副園長、教頭加算あり

○通園バス、給食なし

○外部監査あり

○チーム保育 園児数 46~150 2名、 151~270 3名、 271以上 4名

○経常費補助単価 210人 175,000円

210人以下 1人250円増

210人以上 1人150円減

-10-

## 平成27年度 愛知県私立幼稚園助成の概要

### 1私立幼稚園経常費補助金

○一般補助	13,905,096千円
学校法人立 園児1人当たり	178,435円
学校法人立以外 園児1人当たり	70,000円

○幼児教育充実推進費補助	1,204,453千円
預り保育推進分、満3歳児分、子育て支援分、 休日預り保育推進分、一種免許保有促進分 学校安全推進分	

2施設設備整備費補助(私学全体)	1,000,000千円
------------------	-------------

3私立幼稚園特別支援教育費補助	839,965千円
-----------------	-----------

-11-

## 愛知県の経常費補助金の推移

愛知県の経常費補助金は、平成9年度までは全国でもトップレベルで推移していた。これは、国の措置額が低く、愛知方式による対象経費の1/2補助が国の措置額を上回っていたためである。しかし、県財政が厳しい状況となったことと、愛知方式より国の措置額が上回るようになったことで、平成10年度から25年度までは47都道府県中40番台という低い位置が続き、なかなか措置額にとどかない状況となっていた。そして、平成26年度からようやく国の措置額と同額を獲得することができ、32位に順位を上げることが出来た。

-12-

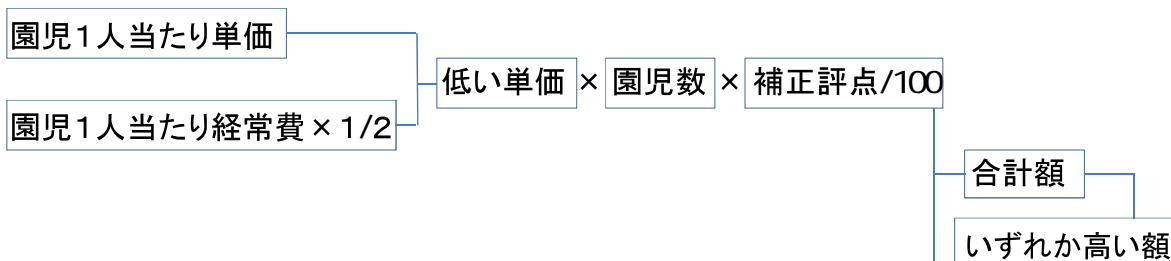
### 過去5年間の経常費補助状況



-13-

## 経常費補助金配分基準(愛知方式)

A通常分



B特別調整分

$$\text{園児1人当たり単価} \times \text{園児数} \times \text{補正評点} \times \text{調整率} + \text{定額}$$

$$\text{前年度園児1人当たり単価} \times 0.95 \times \text{園児数}$$

-14-

## 経常費増額のために

平成25年度は171,050円と国の措置額より2,650円低く、全国平均と比べても約5,000円低い状況であった。そこで、平成26年度は10,000円増額を要求してきた。

- ・愛知県の教員1人当たりの園児数は約17人(全国平均約14人)と全国でも最も低いレベルである。
- ・幼児教育の質を高めるには、教員の増員と安定的な身分保障が必要不可欠である。

各園が教員を1人増員するためには、10,000円増額の、経常費単価181,000円をスローガンとし、訴え続ける。

-15-

## その他の要求

### ①幼児教育推進費補助

- 預り保育推進分の基本単価を975,000円から1,140,000円へ増額要求(平成27年度実施)
- 教員研修に対する補助

### ②特別支援教育費補助

- 対象児1人であっても2人以上と同額の単価784,000円を要求

### ③授業料軽減補助

- 公定価格の利用者負担額との差額の是正
- 入園料補助により、第4階層以上の保護者負担軽減